



後期基本計画

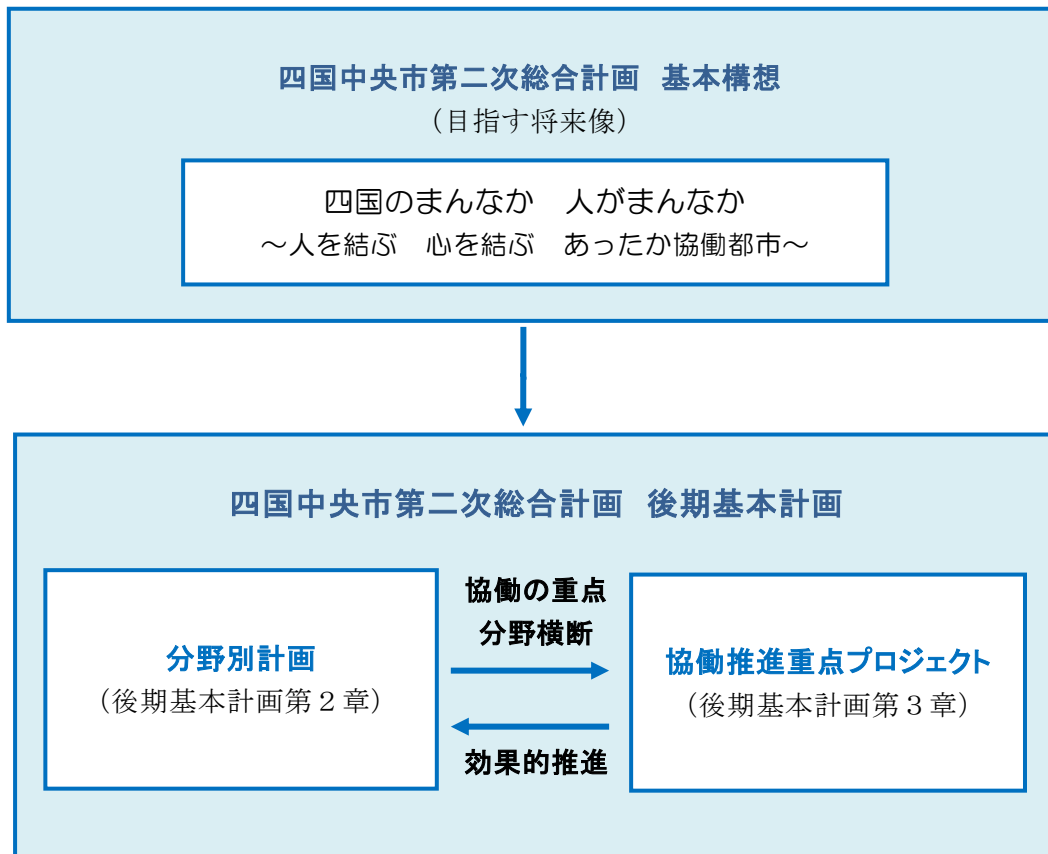
第1章

後期基本計画について

1 計画の構成

後期基本計画は、「四国のまんなか、人がまんなか」のまちとして「人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市」を目指し、市役所が中心となって進める「分野別計画」と、市民・議会・市の総力体制で進める「協働推進重点プロジェクト」の2軸で構成します。

施策を網羅する体系をもつ分野別計画に対し、協働推進重点プロジェクトは、市民感覚に根ざし、協働で取り組むべき重点課題を見出し、市民・議会・市がそれぞれの役割を発揮して取り組むべき考え方を示しています。



1 施策の体系

- 基本方針1 環境資源を宝とするまちづくり
 - 施策 1 美しい自然環境の保全と活用
 - 施策 2 まちの緑や公園の整備
 - 施策 3 良質な水の安定的な確保
 - 施策 4 環境効率性の高い循環型社会の形成
- 基本方針2 活力の創造と再生のまちづくり
 - 施策 5 総合的な地域産業の振興
 - 施策 6 紙産業を核とする産業集積の推進
 - 施策 7 自然活用型産業の高度化
 - 施策 8 まちに活力を与える地域商業の振興
 - 施策 9 地域の魅力を活かす観光・物産の振興
- 基本方針3 快適な集いと定住のまちづくり
 - 施策 10 市ぐるみでのシティ・セールスの展開
 - 施策 11 未来につながる都市整備の推進
 - 施策 12 円滑な交流基盤の整備
 - 施策 13 魅力ある定住環境の整備
 - 施策 14 防災・減災対策の強化
 - 施策 15 防犯・交通安全の強化
- 基本方針4 安心とぬくもりのまちづくり
 - 施策 16 福祉社会の充実
 - 施策 17 健康づくりの推進
 - 施策 18 健やかな子育て・子育ての応援
 - 施策 19 安心で充実した高齢期の応援
 - 施策 20 とともに生きるまちづくり
- 基本方針5 人と文化を育むまちづくり
 - 施策 21 人権文化のまちづくり
 - 施策 22 学びのネットワークの構築
 - 施策 23 一人ひとりの成長を支える学校教育の推進
 - 施策 24 地域文化の継承と創造
 - 施策 25 生涯学習・生涯スポーツによる人づくり・まちづくり
- 基本方針6 市民自治と協働のまちづくり
 - 施策 26 市民自治の促進
 - 施策 27 協働によるまちづくりの推進
 - 施策 28 健全な行財政運営の推進
 - 施策 29 市民サービスの向上と開かれた市役所づくり
 - 施策 30 広域連携の推進

基本方針1 環境資源を宝とするまちづくり

- 施策1 美しい自然環境の保全と活用
- (1) 自然環境の実態把握と情報の共有化
 - (2) 自然を守り、共生するための環境整備
 - (3) 自然と親しむ環境や機会の充実
- 施策2 まちの緑や公園の整備
- (1) 緑の基本計画の策定と推進
 - (2) 安全・快適な集いたくなる公園づくり
 - (3) 緑と花にあふれるまちづくりの推進
- 施策3 良質な水の安定的な確保
- (1) 水資源の保全
 - (2) 安全で安定した水の供給
 - (3) 持続可能な事業運営
- 施策4 環境効率性の高い循環型社会の形成
- (1) 市ぐるみでの環境保全への取組の推進
 - (2) 公害の防止と適切な廃棄物処理の推進
 - (3) 環境効率性の高いまちづくりの推進

施策 1 美しい自然環境の保全と活用

目標

山から海に至る本市の自然の大切さを多くの人々が知り、守り、楽しみ、その豊かさ、多様性が将来に向けてさらに磨かれていくまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]
有害鳥獣許可捕獲数（イノシシ・狢・狸など）	405 頭	⇒	600 頭
金生川・関川草刈清掃実施回数	13 回	⇒	15 回

背景

貴重で壊れやすい自然環境を守り育てることは、みんなの課題

自然環境は、都市や産業を支える資源・エネルギーの源であるのみならず、地球温暖化の抑制、四季とともにある健康で心豊かな生活や地域文化を育む貴重な財産であり、その豊かさや多様性を守ることは社会全体の課題です。

本市は、山から海に至る自然に恵まれ、豊かな水と緑、多様な動植物、美しい景観が市民の誇りとなっています。一方で、シカやイノシシによる植物へのダメージ、外来生物による生態系の崩れなど、自然環境の保全に関する課題もみられます。市では、自然環境の実態把握や保護に関わる活動を続け、市民や来訪者が、自然に親しみながらその大切さを学べるような環境づくりを進めています。

本市の自然環境のすばらしさをより多くの人々に伝え、ともに守り、自然と共生していく仕組みや活動を充実し、美しい里山、海を次世代に継承していく必要があります。

基本方向

- (1) 自然環境の実態把握、情報の共有化を進め、自然を大切にする体制を強化します。
- (2) 自然を守り、自然と共生していくための環境づくり、仕組みづくりを進めます。
- (3) 自然と親しむ環境づくり、機会づくりを進め、市民や来訪者が、楽しみながら環境保護に関われるよう図ります。

主な取組

(1) 自然環境の実態把握と情報の共有化

- 市民、事業者、専門機関とともに自然環境の実態調査・研究を進めます。
- 本市の自然に関する情報を整備・発信し、自然を守る意識を育みます。
- 環境出前講座をはじめ、市民とともに環境学習の機会を充実します。

(2) 自然を守り、共生するための環境整備

- 林道・作業道の整備など、自然環境の保全活動に必要な環境整備を進めます。また、環境に配慮した構造物や材料の使用による河川改修など、自然と共生した社会資本整備を進めます。
- 外来動植物対策、鳥獣被害防止対策など生態系の保全、自然との共生を進めます。

(3) 自然と親しむ環境や機会の充実

- 自然観察拠点、遊歩道やトレッキングコース、海岸や河川の親水空間など、自然を守り、安全に楽しむための環境を整備します。
- 各種自然体験教室や自然観察会、トレッキング、エコツーリズム※など、自然とふれあう機会を充実します。
- 自然保護団体などの育成・支援、自然観察モニター、ガイド、インストラクターといった指導人材の育成・確保を進めます。
- ビーチクリーンピクニック、関川・金生川清掃活動など、多くの人々が楽しみながら自然環境の保全に参加できるような機会を、市民とともに拡充します。

※エコツーリズムとは、自然環境、文化・歴史などを観光の対象としながら、その持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、リクリエーションのあり方）のこと。

■主な関連計画：環境基本計画、鳥獣被害防止計画

施策2

まちの緑や公園の整備

目標

街、道、公園の緑が地域の中で磨かれ、生活にうるおいを与え、人々が集い、健康づくりやさまざまな交流が広がる魅力的な場として活用されているまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
都市公園数（編入を含む）	22	か所	⇒	27 か所
フラワーバンク登録者数	110	人	⇒	140 人

背景

生活に身近な緑や公園の安全を守り、多様な機能を育むことが課題

公園や緑地は、都市景観にうるおいを与え、市民に憩いとふれあいの場を提供しています。近年は、自然とのふれあいや健康づくり、温暖化抑制効果が期待されるなど、身近な緑には、ますます多様な機能が求められるようになってきています。

本市は、都市内の緑の確保、安全安心な公園づくり、さまざまな交流を促す広場づくりなどに取り組むとともに、市民・地域とともに緑と花にあふれるまちづくりを進めてきました。また、インターチェンジから市街地への沿道を彩る並木整備などにも力を入れています。

少子・高齢化など地域社会の変化を見つめ、健やかで活力のある市民生活、子どもや若者ののびのびとした成長、地域の活力向上などに資する公園づくり、都市イメージの形成や温暖化抑制効果に資する緑の環境づくりを、市民・地域とともに、より総合的・計画的に進めていくことが期待されます。

基本方向

- (1) 都市内の緑を、総合的、計画的に守り、育てていきます。
- (2) 安全・快適で、誰もが集いたくなる公園を市民・地域とともにつくっていきます。
- (3) 緑と花にあふれる公園のように美しいまちづくりを進めます。

主な取組

(1) 緑の基本計画の策定と推進

- 都市緑地法に基づく緑の基本計画を策定し、樹林地、草地、水辺地、公園など生活とともにある緑の環境を総合的、計画的に整備します。
- 都市計画法に基づく開発緑地は、開発企業や地元自治会による主体的な保全管理を指導・支援し、その他の法令に基づく緑地と併せて確保に努めます。
- 市民参加による地域の緑の実態把握と情報の共有化に取り組み、緑のまちづくりに対する意識づくり、参加・協働体制の強化を進めます。

(2) 安全・快適な集いたくなる公園づくり

- 都市公園は、計画的に施設の長寿命化を進めるとともに、交流の場としての機能を高め、防災機能に配慮した誰もが楽しめる公園づくりを進めます。
- 地域の中の身近な公園は、子どもから高齢者まで住民が安心して安全に利用できる居心地のよい交流の場として整備・管理します。
- 各公園の清掃、花壇づくりなどは、地元自治会やボランティア団体への委託や自主活動支援など、市民・地域と協働して個性あふれる公園づくりを進めます。

(3) 緑と花にあふれるまちづくりの推進

- うるおいある都市環境、地域環境をつくるため、ボランティア活動を含めて、道路、河川、公共施設の緑化を進めます。
- ガーデニング、グリーンカーテンなど、家庭や事業所による緑化の取り組みを奨励します。
- 新宮のあじさい園や嶺南のあじさいロード、菜の花まつりやコスモス祭をはじめとする各種緑化イベントなど、多くの人々が楽しみながら花と緑のまちづくりに参加できるような機会を拡充します。
- 緑化推進団体の育成、フラワーバンクなどへの参加の活性化など、多世代が参加する緑化活動の展開を支援します。

■主な関連計画：緑の基本計画、都市公園長寿命化計画

施策3 良質な水の安定的な確保

目標

先人から受け継がれた豊かな水資源を保全し、治水、利水、発電事業を総合的に推進し、山から海に至る美しい水環境を大切に守り、育むまちを目指します。

■主な指標	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
原水有効利用率*	80.9	% ⇒	88.0	%
上水道有収率*	84.9	% ⇒	89.3	%

※原水有効利用率…ダムから取水した水が漏水などのロスなくいかに有効に利用されているかの指標

※有収率…浄水場などから供給した水が漏水などのロスなくいかに有効に利用されているかの指標

背景

先人から受け継がれた水道事業を、未来に手渡していくことが課題

四国中央市には、柳瀬ダム、新宮ダム、富郷ダムの3つのダムがあり、かんがい用水や工業用水、水道水の供給を行っているほか、電力の供給に寄与しています。

工業用水は、地場産業を支える非常に重要な役割を担っており、製紙産業の発展に欠かすことのできない産業基盤であり、日量約59万トンの給水能力を誇っています。

上水道は、給水人口の減少、節水意識の高揚、生活様式の変化など、大きな転換期を迎えています。

多くの水道施設が更新時期を迎える中、予測不可能な地震や自然災害、水道事業の統合や経営手法、水道技術の承継問題といった課題を抱えており、各用水事業には、安心で安定した水供給のあり方が求められています。

基本方向

- (1) 水源水質を維持するため、水源流域の自然環境保全に努めます。
- (2) 安全でおいしい上水、産業を支える工業用水の安定供給、かんがい用水の確保に努め、無駄のない使用を継続的に進めます。
- (3) 水道関連施設の適切な整備・維持管理と水道事業の健全化を進めます。

主な取組

(1) 水資源の保全

- 水源の有する価値や役割、森林の環境保全機能、関係する地域住民の連携意識の必要性などについて、関係機関と連携して啓発活動に努めます。
- 原水の水質や上流域の汚濁原因などの水源流域に関する情報について、積極的に市民や関係機関に情報を提供します。

(2) 安全で安定した水の供給

- 水道ビジョンや水安全計画、水質検査計画を基に、安全でおいしい水の供給に努めます。
- かんがい用水の確実な確保に努めるとともに、水道・工業用水道事業の効率的な運営、災害に強い施設・管路の更新整備を行い、安定した水の供給と防災対策・ライフライン強化に努めます。
- 水道事業のサービス均衡と良質な水源水質による安心な水の供給のために、上水道事業と簡易水道事業の統合化を進めます。

(3) 持続可能な事業運営

- 配水ブロックの効率的な形成、管路、ポンプ施設など関連施設の耐震化・老朽化対策を進めます。
- 個々の家庭や事業所による、節水と環境負荷の少ない排水を促進します。
- 良質で安定した水の供給のために必要な技術を継承・開発する人材の確保に努めます。
- 事業コストの縮減や業務の効率化、収益確保による財政基盤強化を図るとともに、長期的な財政収支の見通しを基に、健全な事業経営に努めます。

■ 主な関連計画：水道ビジョン、水安全計画、水質検査計画

施策4

環境効率性の高い循環型社会の形成

目標

環境保全活動が活発で、大気、水などの環境が保全されている気持ちのよ
いまち、資源・エネルギーを大切にす環境にやさしいまちを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
ごみの総量	32,911	t/年	⇒	30,341 t/年
環境保全ボランティア団体登録者数	780	人	⇒	840 人

背景

環境負荷の少ないまち・暮らしをみんなで創っていくことが課題

資源・エネルギーの確保、環境負荷の抑制は、地球規模での大きな課題であり、持続可能な都市経営にとっても重要です。放射能、PM2.5などの環境問題、再生可能エネルギーへの転換など、環境保全への関心は高まっています。

本市は、紙のまちとして公害防止に取り組んでいますが、都市・生活型の公害への対応も大きな課題となっています。市は、率先して市役所の環境マネジメント※に取り組むとともに、学校や地域、事業所ともに環境学習や環境イベントの実施、ごみの減量・再使用・再生利用の推進などを展開しています。

今後も、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会づくりを積極的に進めることが求められます。個人・家庭、事業者、行政の創意工夫により、資源・エネルギーの循環的な利用、本市の地域特性に立脚した再生可能エネルギーの開発・導入を進めるとともに、歩いて暮らせるまちづくりなど、環境負荷の少ないまちや暮らしのあり方を地域ぐるみで見直していく視点も重要です。

※環境マネジメントとは、組織や事業者が、環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくこと。本市は、平成18年7月にISO14001認証を取得。これを踏まえて平成22年には市独自基準の環境マネジメントシステムを構築して取り組んでいる。

基本方向

- (1) 環境と調和した循環型のまちづくりを市ぐるみで総合的、計画的に推進します。
- (2) 公害の防止、廃棄物の適切な処理を進めます。
- (3) 3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）、節電・省エネの推進、再生可能エネルギーの導入など、環境効率性の高いまちづくりを進めます。

主な取組

(1) 市ぐるみでの環境保全への取組の推進

- 大気や水、騒音振動などの環境調査、環境監視パトロールを実施し、苦情や異常時には速やかに対応します。また、環境情報の公表に努めます。
- 新たな環境問題や資源・エネルギー需給の変化に対応し、総合的な視点から循環型社会の形成を目指し策定した第二次四国中央市環境基本計画に基づき、市ぐるみでの推進を図ります。
- 環境保全に関わる団体の育成・支援、効果的な活動の顕彰・紹介など、事業所や地域・学校、家庭・個人による取組を促進します。
- 学校や地域での環境学習を充実するとともに、クリーンデー（市内一斉清掃）をはじめ市民や来訪者が楽しみながら参加できる環境イベントを充実します。

(2) 公害の防止と適切な廃棄物処理の推進

- 企業による公害防止への取組を促進するとともに、都市・生活型公害の問題への理解を促し、市民が主体的に環境負荷を抑制できるよう支援します。
- ごみの収集体制を充実し、市民の協力を得ながら、速やかな回収、取り残しの防止、適正な分別、ごみ集積場の快適な運営を進めます。
- クリーンセンターの適切な管理、ごみの焼却処理、最終処分体制を充実します。
- ごみの不法投棄のないまちを目指し、市民への啓発、見回り活動を進めます。

(3) 環境効率性の高いまちづくりの推進

- 3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）については、市役所での取組とともに、事業所、学校や地域、市民団体、施設などによる資源ごみの回収やリサイクル活動を奨励・支援する仕組みを充実します。また、再生利用製品の購入、ノーレジ袋への協力など、市民による主体的な取組を促進します。
- 個々の事業所や家庭における節電や省エネ・省資源の促進、歩いて暮らせるまちづくりによる低炭素化の推進など、エネルギー利用の効率化を進めます。
- 本市の環境に立脚し、再生可能エネルギーの開発・導入を進めます。また、環境ビジネス、新エネルギー事業など、環境保全に貢献する産業の育成に努めます。

■ 主な関連計画：環境基本計画、地球温暖化防止対策計画、地域省エネルギービジョン

基本方針２ 活力の創造と再生のまちづくり

施策５ 総合的な地域産業の振興

- (1) 市ぐるみの産業振興体制の確立
- (2) 中小企業の経営支援
- (3) 誰もが働きやすい環境づくり

施策６ 紙産業を核とする産業集積の推進

- (1) 企業誘致・留置の推進
- (2) 紙産業クラスターの高度化
- (3) 幅広い雇用・就業マッチングと新産業育成の促進

施策７ 自然活用型産業の高度化

- (1) 生産体制の充実
- (2) 生産・流通の活性化
- (3) 交流型産業としての展開

施策８ まちに活力を与える地域商業の振興

- (1) 地域とともにある商業・サービス業の集積の促進
- (2) 新たな集いの場としての商店街づくりの推進

施策９ 地域の魅力を活かす観光・物産の振興

- (1) 観光まちづくりの体制づくり
- (2) 本市ならではの観光魅力の醸成
- (3) 観光・物産振興の基盤整備

施策5

総合的な地域産業の振興

目標

先人から引き継いだ内発型産業の振興体制を一層強化することで、より総合的な連携体制を構築し、市全体の持続的発展を可能とする産業立市を目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
地産地消農林水産イベント実施力所数	12	力所	15	力所
工業製品出荷額	6,199	億円	⇒ 6,300	億円
6次産業化商品開発数	15	件	20	件

背景

「地域ぐるみによる産業のまちづくり」の新たな展開が課題

産業の活力は、人とまちを支える基礎であり、競争力ある産業の育成は、中小零細事業所の持続可能な経営、雇用の安定的な確保、年齢や性別、障がいの有無に関わらず働きがいのある仕事に就ける環境づくりにつながります。

本市では、紙関連産業を中心に、農林水産業、商業など、いずれも活力ある産業が育まれてきましたが、近年は、農林水産業や地域商業の活力低下が進んでいます。一方で、食育、地産地消など、地域に根ざした産業の価値が見直されてきています。また、さまざまな局面で異業種間連携が求められるなど、産業分野の枠を超えた動きが活発化しています。

四国の中では後発だった本市の紙産業が日本一となった背景には、本市ならではの産業のまちづくりの過程がありました。先人は「共存共栄」を志し、技術や情報を共有し、仕入れや販路、資金確保についても協力して産地全体としての競争力を高めてきました。行政、議会はダム開発による水源確保、港湾づくりなどの基盤整備に尽力し、まさに地域ぐるみで産業のまちづくりを進めてきました。

今後は、この足跡を基礎に、時代の変化に対応しながら、関係団体、事業者、市民が一丸となった本市ならではの体制を充実し、競争力と活力があり、豊かな市民生活に寄与する魅力的な地域産業を総合的に振興していくことが求められます。

基本方向

- (1) 本市ならではの市ぐるみの産業振興推進体制を充実するとともに、地域産業の資質と問題点を総合的に把握し、市民と共有して、市全体で産業の競争力と活力、豊かな市民生活を育てていきます。
- (2) 商工団体、各分野の産業支援機関、就業支援機関と連携して中小企業を支援し、地域社会の活力の維持・発展につなげます。
- (3) 高齢者、障がい者や、介護・育児中の人など、誰もが働きやすい産業のまちづくりを進めます。

主な取組

(1) 市ぐるみの産業振興体制の確立

- 産学官連絡会議を核に、産学官連携、産業間連携を活性化し、課題の共有化と戦略的な産業政策の展開を進め、総合的な産業支援体制を築きます。
- 総合的な組織体制づくりを目指し、既存の農林水産業団体や工業団体との連携化、商工団体の一体化を進め、民間主導による産業振興体制を強化します。
- 農商工連携・6次産業化の推進により、地域製品のさらなる高付加価値化を進めます。また、本市ならではの特産物のブランド化を進めPRします。
- 生産者と消費者を市内でつなぐ地産地消を推進します。また、教育や保健福祉分野と連携した食育や産業学習の推進、消費者やパートナーショップとの連携した商品開発・PRなど市ぐるみの産業のまちづくりネットワーク（仮称）構築を進めます。

(2) 中小企業の経営支援

- 商工会議所・商工会の支援を通じ、巡回訪問、中小企業診断士による相談対応、経営診断・経営指導など、中小企業の経営基盤の安定強化を支援する活動を進めます。
- 商工団体や市内金融機関などとの連携により、融資制度の適切な運用を進めるなど、中小企業の事業継続や新規事業展開をサポートします。
- 中小機構四国本部や四国産業・技術振興センターなど、産業支援機関との連携により、企業の課題解決のための専門家派遣や産業基盤の強化など、支援策を実施します。
- 人材育成、求人・求職マッチング、共同的な販路開拓などの共同事業を進めます。

(3) 誰もが働きやすい環境づくり

- 高齢者、障がいのある人、介護・育児中の人でも働きやすいワーク・ライフ・バランス※に配慮した多様な働き方の確保、人にやさしい職場環境づくりなどを進めます。
- 職業体験など、子どもや若者を対象とする職業教育、ハローワークやジョブあしすとUMAとの連携による就労支援などを進めます。

※ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

■ 主な関連計画：工業振興ビジョン、農業振興計画

施策6

紙産業を核とする産業集積の推進

目標

紙産業を核に産業の集積と高度化を進め、全国レベルの紙産業振興拠点としての機能を充実して、産業都市としての競争力強化を目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
工業用地の確保面積	0	ha	⇒ 20	ha
「四国は紙國」への登録者数	168	社	⇒ 200	社
企業合同就職説明会参加企業数	46	社	⇒ 50	社

背景

本市固有の「紙産業クラスター」を強みとする産業まちづくりが課題

先人が築いた紙のまちとしての資質は大きく発展し、本市は現在、紙製品の出荷額、粗付加価値額ともに日本一を誇るまちとなっています。紙のまちとして、本市には、原材料から最終製品に至る全工程を市内で行える環境があり、商社、運輸、機械などの各種産業、製紙関連技術に由来する素材産業などの関連産業が幅広く集積し、本市特有の高度な「紙産業クラスター」が形成されています。世界を市場とするオンリーワン企業の存在や愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター及び愛媛大学紙産業イノベーションセンターが立地する環境もあり、本市は、近年、広域で進めている産学官共同プロジェクト「四国は紙國」の中核として重要な位置づけにあります。また、紙まつり、紙のまち資料館、書道のまちづくりなど、本市を特徴づける文化が市民の誇りとなっています。

今後も、基幹産業の集積、高度化を一層進め、「日本一の紙のまち」としての競争力を高めていくため、企業の誘致・留置に努め、産業を担う人材の育成、文化や教育などとの連携によりさらに付加価値の高い産業群を育てていくことが期待されます。

基本方向

- (1) 市内への産業集積を一層進めるため、企業の誘致・留置策の充実を図ります。
- (2) 広域で進めている「四国は紙國」プロジェクトの中核として、事業者間連携、産学連携を進め、産業の高度化を図ります。
- (3) 企業合同就職説明会の実施や愛媛大学紙産業イノベーションセンターとの連携を通して、幅広い雇用・就業機会の確保、新産業育成を進め、多様な事業、技術、人材が集積する産業のまちづくりを進めます。

主な取組

(1) 企業誘致・留置の推進

- 都市計画用途地域の見直しを検討しながら、新規に工業用地の確保を進め、企業の立地ニーズに応じていきます。
- 市街地を中心に多様な業務支援機能、従業員の生活支援機能の集積を進めます。
- 企業立地奨励制度などの新規立地インセンティブ（優遇条件）、庁内連携による用地選定から基盤整備、各種手続きまでの迅速な対応など、企業誘致策の充実を進めるとともに、既存立地企業のニーズに即した留置策を積極的に展開します。

(2) 紙産業クラスターの高度化

- 「四国は紙國」ビジネスマッチング*機能の充実と活用を軸に、事業者間の提携や共同事業を支援するなど、積極的な事業展開や販路開拓を推進します。
- 紙産業技術センター、紙産業イノベーションセンターなどとの連携・活用、工業団体をベースとする技術交流を促進するなど、技術開発や商品開発を支援します。
- 紙産業初任者研修、中核人材研修、ビジネスセミナーの充実、大学や高校、職業訓練機関と連携した教育・訓練の推進など、基幹産業を担う人材を育成します。
- 紙産業技術センター、紙産業イノベーションセンターと紙のまち資料館による一体的な紙産業のPRを進めます。

(3) 幅広い雇用・就業マッチングと新産業育成の促進

- 就労支援機関や教育機関と連携した情報提供、職業訓練機会の充実など、就労支援を進めます。
- 地元の企業、教育機関との連携により、企業合同就職説明会などを開催し、市内・四国出身の若者の地元就職を促進します。
- 官需の民間委託などを有効に利用し、雇用・就業機会の拡充、産業人材の育成につなげていきます。
- 支援機関や商工団体と連携した商品開発、起業・創業支援、ベンチャー支援、新産業育成を図ります。

*ビジネスマッチングとは、企業の事業展開を支援する目的で、事業パートナー（見込み顧客、仕入れ先、提携先など）と出会う機会を提供するサービスのこと。

■主な関連計画：工業振興ビジョン

施策7

自然活用型産業の高度化

目標

農林水産業を、本市の自然環境や郷土文化を支える自然活用型産業として積極的に位置づけ、若い人たちが就業したくなる産業として成長していくことを目指します。

主な指標

	現状 (H29)	目標 (H34)
40歳以下の新規農林水産業就業者数	2 人/年 ⇒	4 人/年
常設の農林水産物販売所数 (又は売上高)	8 か所 ⇒	11 か所
学校農林水産業体験学習への参加児童数 (割合)	22.6 % ⇒	30 %
里芋作付け面積	182 ha ⇒	202 ha

背景

農林水産業の多様な機能に着目し、産業としての新展開を図ることが課題

農林水産業は、市民に新鮮で安全・安心な食材などを提供するのみならず、食品産業を支えるとともに、地域環境の保全、水源涵養や災害防止、食育や自然学習、観光客への食や体験の提供など多様な機能を有する産業です。また、ユネスコ世界無形文化遺産にも認定された日本の食文化の担い手としてその価値が見直されています。

本市は、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の実現を図るため、平成17(2005)年に『食育』に根ざした『地産地消』を推進する都市宣言を行いました。山から海までの自然に恵まれた本市では、古くから農林水産業が営まれてきましたが、近年は各分野とも生産地域の過疎化、高齢化、経営力の減退が深刻化しています。担い手のいなくなった森林、農地の荒廃は、環境や防災面からも大きな問題となっています。

農業は、稲作を中心に野菜、芋、茶、酪農などが営まれています。兼業農家、零細農家が多く、担い手の高齢化や、生産価格の下落などにより後継者不足、耕作放棄地の増加がみられます。最近では、JA うまとの連携により支援体制を強化し、地域営農の推進、認定農業者など新規参入の支援、特産の里芋「伊予美人」や新宮茶をはじめとするブランド強化や加工品開発などを進めています。農産物販売所は盛況であり、今後も、地産地消、6次産業化など市民とも連携した新しい農業づくりが期待されます。

林業は、災害防止や水源涵養、地球環境保全に極めて重要な役割を担っていますが、木材価格の大幅な下落から後継者確保が極めて難しい状況にあります。林業再生のためには間伐材利用による収益確保、観光や教育、健康づくりと連携した多角的な管理体制づくりなどが重要となってきています。

水産業は、カタクチイワシ漁を中心に加工業も定着してきていますが、漁獲量の減少、経費拡大、高齢化と後継者不足などが進んでいます。特に、消費者の魚離れは深刻であり、水産まつりをはじめ、消費者との交流機会をより充実していくなど、消費拡大を図っていくことが課題です。

基本方向

- (1) 産業を支える、組織体制、生産基盤を強化し、人材を育みます。
- (2) 特産品づくり、加工流通の高度化、地産地消など、生産者、消費者双方に魅力的な生産・流通体系を構築します。
- (3) 体験型の観光や学習、食育推進、普及イベントなど、市民や来訪者と交流しながら産業や製品の魅力を伝えていく機会を充実します。

主な取組

(1) 生産体制の充実

- 農業振興センター（ワンストップ窓口、農業情報センター機能）を核に、JA うまと連携して農業経営を総合的に支援します。水産業、林業についても、組合団体の支援、団体間の連携化など、経営支援体制の強化を図ります。
- 優良農地の集約化、中小規模の農地整備、耕作放棄地対策、農業水利施設の長寿命化、林道・作業道の整備、漁港の老朽化対策など、生産基盤の充実を進めます。
- 各組合団体、認定農業者連絡協議会などの支援を通じて、担い手の確保と育成を進め、若手の新規就業のほか、定年後の就業ニーズにも対応していきます。

(2) 生産・流通の活性化

- 特産の里芋「伊予美人」のブランド化と加工、市有林間伐業務委託を呼び水とする間伐材の有効利用など、経営の安定につながる商品の開発・生産・加工・流通の促進を図ります。
- JA を介した基幹流通路の確保とともに、市内の小売店、飲食店、各種給食施設、市外パートナーショップへの地場産品導入など、多様な販路の確保を進めます。
- 常設の産直市、道の駅などの活用をはじめ、地元産のとれたてで、安全・安心な旬の少量多品種の産品を直売できる地産地消の拠点づくりや、地元産食材の学校給食への活用促進など生産から加工・流通、消費まで顔の見えるルートづくりを進めます。

(3) 交流型産業としての展開

- 産業祭への農林水産業者の参加、水産まつりの支援、体験学習の推進など、生産者と消費者、市民との交流機会の充実を進めます。
- 観光農園やグリーンツーリズム、森林レクリエーション、食観光など体験型の観光を振興します。また、援農や森林ボランティア活動など、さまざまな交流を促進します。
- 6次産業化や地産地消、食育推進、環境マネジメントとの連携化など、自然活用型産業の多様な価値を引き出す仕組みを強化します。

■ 主な関連計画：農業振興計画、人・農地プラン、食育計画

施策8 まちに活力を与える地域商業の振興

目標

商店街が、市民や来訪者にとって魅力的な集いの場、地域の課題を解決する拠点として再生され、さまざまな交流が興り、地域商業の活路が拓かれるまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]
商店街を中心としたイベント数	63 回	⇒	70 回

背景

既存の商店街のにぎわいの再生、買い物弱者対策が課題

大手資本による全国規模の商業展開や通信販売の普及などにより、既存の商店街の活力低下が深刻化しています。一方で、高齢化する地域生活を支え、まちに集いの場を提供する機能などの重要性が再び見直されつつあります。

本市は、海陸交通の要衝として古くから商業が発達していました。やがて、製紙業の発達と相まって駅前を中心に商店街が成長し、多くの買い物客で賑わいましたが、自動車利用の拡大とともに商業の中心は郊外へと移行し、高速インターチェンジ周辺や国道11号バイパス方面への商業集積が続いています。これに伴い、山間部のみならずまちなかでも商店が消え、活気と利便性の喪失がみられます。商店街では、駐車場の確保、修景による魅力向上、空き店舗の活用など、新たな活路を拓く努力が進められています。

今後とも、買い物客のニーズに対応した利便性確保とともに、市民ニーズに対応した商品やサービスの充実、地域産業との連携強化など、地域とともにある商業の振興、さまざまな人が集う地域活性化の拠点としての新たな商店街づくりが期待されます。

基本方向

- (1) 利便性の高い買い物環境づくり、市民ニーズに対応した商品やサービスの充実、地域産業を支える業務支援機能の集積など、地域商業の活路を拓いていきます。
- (2) 集いの場として商店街の機能を伸ばし、世代間交流、事業者と消費者の交流、来訪者へのもてなし、地域課題を解決する拠点として、新たな交流を興していきます。

主な取組

(1) 地域とともにある商業・サービス業の集積の促進

- 商店街においては、円滑な動線の確保、便利で居心地のよい買い物環境、交流環境の整備を進めます。
- 買い物の場から遠い山間部や高齢化が進んだ住宅街などにおいては、移動販売や買物支援活動を促進するとともに、さまざまな生活支援機能と買い物の場などを集約した場所づくりを進めるなど、利便性の確保に努めます。
- 買い物支援の仕組みづくりなど、地域の生活とともにある商業を育成します。その中で、市民ニーズに対応したコミュニティビジネス*の展開を促進します。
- 紙製品や農林水産物など地域産品のPR・販売拠点、業務機能の集積や起業・創業の受け皿など、消費者のみならず事業者や従業員にも魅力的な、地域産業の総合的な振興拠点としての商店街づくりを進めます。

(2) 新たな集いの場としての商店街づくりの推進

- 商店街の空間や空き店舗を、子育て支援、高齢者の生きがいづくり、世代間交流や国際交流、新たな創業希望者、障がい者の就労の場づくりなど、多様な人々が参加できる集いの場として創造します。
- 観光案内機能など、観光や仕事で本市を訪れる人々へのおもてなし拠点としての機能を充実し、さまざまな交流を興していきます。
- 商店街の多面的な交流機能を市民・地域で共有していけるよう、商店街で行われるイベントの活性化を支援します。
- 新たな集いの場としての商店街づくりを進めるため、商店街の空き店舗の情報を収集し、まちづくりに有効な利用の促進を図ります。
- 川之江地区まちづくりを進める中で、地域産業の振興拠点、新たな集いの場としての商店街づくりのモデル形成を進めます。これを踏まえ、三島、土居をはじめ、各地域の実情に応じた新たな商店街づくりを進めます。

*コミュニティビジネスとは、地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネスの手法を用いて解決しようとする事業のこと。

■ 主な関連計画：川之江地区まちづくり基本計画・実施計画

施策9

地域の魅力を活かす観光・物産の振興

目標

躍動する産業都市、高速自動車道のクロスポイント、歴史街道・海道の交差点に育まれた歴史、人を大切にする風土など、本市ならではの魅力を活かした観光交流のまちを目指します。

■主な指標

	現状[H29(2017)]		目標[H34(2022)]	
観光入客数(延)市内合計	662,229	人/年	⇒	705,000 人/年
観光ボランティアガイド登録人数	32	人	⇒	50 人

背景

本市の産業、歴史文化など多様な魅力に光を当てる観光交流が課題

観光は、交流人口の獲得により消費拡大が促進され、特産品づくりや産業間の連携促進や地域産業のPR機会などが得られる、波及効果の高い産業です。それぞれの地域の宝を見出し、美しい地域環境を保全して来訪者に紹介・提供していくことで、市民の地域への誇りを培い、まちづくりへの参加を促していく効果もあります。

本市には、自然、産業、歴史など多様な観光資源があり、清酒、菓子をはじめとする物産があります。四国遍路道、土佐北街道の玄関口として巡礼者やさまざまな旅人をもてなしてきたまち、仕事により広域から人々が集まるまち、紙まつり、秋祭りなど、地域色豊かな祭りのあるまちでもあります。全国に知名度が広がっている書道パフォーマンス甲子園をはじめとしたイベントや霧の森、具定展望台、森と湖畔の公園などの観光拠点、土居三山登山ルート、別子・翠波はな街道など広域観光ルートの開発も進んでいます。紙産業を成長させてきた歴史、煙突のある24時間眠らない産業景観、多様な製品が生まれる生産環境には、本市ならではの観光資源としての魅力が潜んでいます。しかし、本市の多様な観光魅力の周知は未だ十分には進んでおらず、観光産業の集積も薄い状況にあります。

今後は、観光産業のさらなる展開、歴史文化に着目した地域の宝の発掘と紹介・宣伝活動などをより積極的に進め、市外からの誘客を図るとともに、市内の都市・農山漁村交流を活性化し、観光物産の振興を通じた6次産業化や地産地消の推進、美しい地域環境の保全・活用、地域文化の醸成など、観光の波及効果に着目したまちづくりを推進し、過疎地振興、地域産業の振興につないでいくことが期待されます。

基本方向

- (1) 本市ならではの観光まちづくりを推進する体制を確立します。
- (2) 祭り・イベント、産業観光、歴史文化など、本市ならではの観光資源としての魅力を育成します。
- (3) 観光拠点や観光ルートの整備、ボランティアガイドなどの人材育成、観光情報の提供宣伝など、観光まちづくりの基盤を整備します。

主な取組

(1) 観光まちづくりの体制づくり

- さまざまな立場の事業者、地域、市民の参加により、(仮称)観光振興計画を策定し、本市における観光振興の指針とします。
- 観光協会と物産協会の統一的発展、多様な立場の事業者や市民の参画など、市ぐるみの観光振興体制を強化します。
- 各地区観光協会の活動を支援し、地域ごとに「地域の宝」の発掘と活用、住民参加を進めるなど、地域色のある観光振興体制を充実します。
- 四国のまんなかのまちとして、県・市町連携による広域観光振興体制に積極的に参加します。

(2) 本市ならではの観光魅力の醸成

- 紙まつり、みなと祭、秋祭り、桜まつり、あじさい祭り、書道パフォーマンス甲子園をはじめ、本市ならではの伝統的祭りや観光イベントの継続、連携化など、祭り・イベントの効果的な実施を支援します。
- 企業、市民とともに、眠らない紙産業都市の観光、工場見学、学習機会や手漉き体験の提供など、本市でしか味わえない体験型産業観光の魅力を開発します。
- 宇摩向山古墳、土佐北街道、眞鍋家住宅、暁雨館をはじめ、市内各地に現存する歴史文化遺産の発掘や体系化、観光マップの整備、ボランティアガイド体制など、歴史文化を活かした観光の振興を進めます。
- 東予東部圏域振興イベント「えひめさんさん物語」の開催を契機として、本市の観光資源の発掘と更なる魅力の発信に努めます。

(3) 観光・物産振興の基盤整備

- 霧の森、翠波高原、紙のまち資料館、具定展望台、森と湖畔の公園、金砂湖畔公園、下長瀬アジサイ公園など観光拠点の整備と利用促進を図ります。また、土居三山登山ルート、別子・翠波はな街道など広域観光ルートの整備を進めます。
- 観光PR、情報発信の拠点として観光案内センターの運営を拡充するとともに、観光案内ホームページ、まちめぐりマップなど観光情報の提供と宣伝を進めます。
- 観光産業を担う人材を育成するとともに、観光ボランティアガイドの育成など、市民、地域による来訪者へのおもてなし活動を促進します。

■主な関連計画：(仮称)観光振興計画

基本方針3 快適な集いと定住のまちづくり

- 施策10 市ぐるみでのシティ・セールスの展開
- (1) 都市ブランドの形成とPR活動の展開
 - (2) 戦略的な交流の展開
 - (3) 若者の定住に向けたアピール

- 施策11 未来につながる都市整備の推進
- (1) バランスある土地利用の推進
 - (2) 市街地整備の推進
 - (3) 景観行政の推進

- 施策12 円滑な交流基盤の整備
- (1) 港湾機能の充実
 - (2) 道路網の維持・充実
 - (3) 公共交通の確保

- 施策13 魅力ある定住環境の整備
- (1) 暮らしやすい住まいの確保
 - (2) 生活環境の整備
 - (3) 地域情報化の推進

- 施策14 防災・減災対策の強化
- (1) 全市的な防災体制の充実
 - (2) 災害時の対応体制の強化
 - (3) 日頃の防火体制の充実
 - (4) 救急・救助体制の充実

- 施策15 防犯・交通安全の強化
- (1) 防犯体制の充実
 - (2) 交通安全の体制強化

施策 10 市ぐるみでのシティ・セールス※の展開

目標

緑に囲まれた「日本一の紙のまち」としての魅力を広く伝え、多くの人々が訪れたい、住みたい、働きたいと思い、さまざまな交流が興るまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
しこちゅ〜デザイン利用申請件数（累計）	94	件 ⇒	120	件
移住定住ポータルサイト「四国まんなか生活」の年間アクセス数	4,453	件 ⇒	6,000	件

背景

定住・交流の促進に向け、市の知名度向上、若者にアピールする情報戦略が課題

人口減少が進む社会の中で、活力を維持することは、多くの都市にとって最大の課題であり、地方分権化の進展とともに、都市が自らその魅力を発信し、人口や産業の誘致・定着を図っていくことがますます重要です。

本市は、四国のまんなかで、便利な交通条件、活力ある産業、美しい自然景観に恵まれたまちとしてシティ・セールスを展開してきました。「しこちゅ〜」の愛称や「紙のまち」や「子育てのまち」といった都市キャラクター、イメージソングの流布、ふるさとアドバイザーやパートナーショップといった本市と縁のある方々とのネットワークの形成、国内外の地域間交流の推進など、多様なプロモーション活動を展開しています。しかし、いまだに四国中央市の名前、魅力を知る人は全国に多くはありません。

今後は、市民、企業の参加・協力のもと、一層積極的にシティ・セールスを展開し、定住人口、交流人口、関係人口の拡大を進めていく必要があります。特に、未来を担う若者が住み続けたい、戻ってきたいまちづくりが重要であり、若者にアピールするまちづくり、情報交流を重視していくことが重要です。

※シティ・セールスとは、まちが持つさまざまな地域資源を外に向けてアピールするなど、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込むこと。シティ・プロモーションともいう。

基本方向

- (1) 四国中央市としての都市ブランドの形成に向けて、積極的なプロモーション活動を展開し対外的なアピール、市としての一体感の醸成を進めます。
- (2) 本市ならではのネットワークを活かした国際交流、地域間交流を展開します。
- (3) 若者の定住促進に向けたアピールに力を入れます。

主な取組

(1) 都市ブランドの形成とPR活動の展開

- 四国中央市としての都市ブランドの形成に向けて、市内外の各種団体、事業者、市民、ふるさとアドバイザーやパートナーショップ、各種情報媒体との協力関係を強化し、体系的・効果的なPR活動を展開します。
- 市のPR動画やカレンダー、市のイメージキャラクターやイメージソング、ご当地かるたなどの活用、フィルムコミッション活動の展開など、PR手法の充実を図ります。
- 書道パフォーマンス甲子園や紙関連イベントの充実、みなと祭などの一体的実施を促し、市外への情報発信とともにイベントによる市の一体感の醸成に努めます。
- 市ホームページとCATVの連結化、ツイッターやフェイスブックなどのSNSの活用など情報交流の活性化に努め、情報内容の魅力化も進めます。

(2) 戦略的な交流の展開

- 友好都市交流協会を中心に、友好都市である中国・宣城市との縁や、民間の団体や事業所のネットワークを、シティ・セールス、地域間交流の拡大につなげていきます。
- 国際化推進実行委員会を中心に、国際交流における各種団体等の連携を図ります。
- 愛媛国体を契機として機運が高まったスポーツ交流、産業集積地としてのコンベンション、市民文化交流など、「四国のまんなか交流」として本市ならではのさまざまな交流を戦略的に展開します。

(3) 若者の定住に向けたアピール

- 若者が働きたい、住みたいと思えるまちづくりに向けて、職住環境に対するニーズ把握、若者にアピールする地域情報の提供に力を入れます。
- 事業所と連携した職業体験機会の充実、地元への定着やUターンに対する相談対応などを強化するとともに、青少年が四国中央市について考える「子ども会議」や「ユースミーティング」を開催するなど、若い頃からのまちづくりへの参加を促進します。

施策 11 未来につながる都市整備の推進

目標

効率的でバランスある土地利用、時代の要請に応える社会資本整備、美しい地域景観の形成を進め、四国のまんなかにふさわしい活力と風格を備えた都市を目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
地籍調査の進捗率	52	% ⇒	62	%
都市計画道路整備率	40	% ⇒	47	%

背景

時代の要請に応じながら、将来を見据えた都市基盤整備を進めることが課題

高齢化、人口減少社会への移行が進む中で、自然環境の保全、効率的でバランスある土地利用、安全で人にやさしいまちづくり、これまで拡充してきた都市基盤の維持など、まちづくりの課題は多様化しています。

本市は、総面積約 421 km²の広い市域の 7 割以上を林野が占め、限られた平坦地に農地、工業用地、市街地が広がっています。その中で、商業施設や住宅の郊外へのスプロール、企業立地ニーズと農業との調整といった対応課題がみられます。市では、都市経営と計画的な土地利用の基礎となる地籍調査を着実に進めるとともに、「四国中央市都市計画マスタープラン」を策定して総合的な視点から計画的な土地利用を推進し、社会資本の長寿命化や耐震化など、安全な都市づくりへの取組も計画的に進めています。

今後、人口減少社会において、活力と心豊かなライフスタイルを維持していくためには、全ての市民が広い市域をふるさとと捉え、相互に交流しながら山、海、川、田園、まち、それぞれのよさを享受し、守り、育てていく視点を強めていくことが期待されます。また、市民、事業者の参加と協力を得ながら、平成 30 (2018) 年に策定した「四国中央市立地適正化計画」に基づき、都市機能を集約した市街地拠点の整備や拠点を結ぶ公共交通網の整備（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※の形成）による歩いて暮らせるまちづくり、四国のまんなかにふさわしい風格を備えた都市づくりなど、未来につながる都市整備に取り組んでいく必要があります。

※コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、持続可能な集約型の都市構造への転換を図るため、市街地拠点について利便性の高い徒歩生活圏の核として、商業・文化・福祉・居住がコンパクトにまとまった地区づくりを目指し、市街地拠点への公共交通機関のネットワークにより、自家用自動車を使わずに移動ができる、低炭素で環境にやさしい都市づくりを実現しようとするものです。

基本方向

- (1) 美しい自然や農業環境と都市の活力を支える産業集積との調和を図り、バランスのとれた土地利用、将来を見据えた社会資本の適切な確保などを進めます。
- (2) 少子・高齢化社会におけるコミュニティづくり、資源・エネルギー制約や低炭素型社会づくりなど、時代の変化に応じた、市街地における歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
- (3) 四国のまんなかのまちにふさわしい都市景観づくり、各地域の特性を映した景観形成を進め、まちの魅力を高めていきます。

主な取組

(1) バランスある土地利用の推進

- 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、地域の特性を活かしたバランスある土地利用を用途地域の見直しなどにより計画的に推進します。
- 計画的な土地利用の基礎として、地籍調査を着実に進めます。
- 災害に強い都市づくりとして、都市防災機能の充実を図るため、避難経路・施設などの整備に努めます。
- 鉄道駅周辺を拠点とする都市機能整備、インターチェンジ周辺の新たな都心部拠点の整備を進めるとともに、交通結節点の整備を進め市域全体の交流を促すまちづくりに努めます。

(2) 市街地整備の推進

- 川之江地区は、駅、商店街、公共施設など生活に必要な機能を徒歩圏に配置する集約型都市構造（コンパクトシティ）として整備し、誰もが安心して活動でき、さまざまな交流でにぎわう「歩いて暮らせるまち」のモデルを市民とともにつくっていきます。伊予三島駅、土居駅周辺においても、各地域の特性に応じて、歩いて暮らせるまちの形成を目指します。
- 三島川之江インターチェンジから三島川之江港を結ぶゾーンを新たな都心部拠点として、人々が交流し賑わいのある都市づくりを行い、既存の市街地と連結させて市全体の活力向上を目指します。
- 都市計画道路は、国道 11 号川之江三島バイパス、市街地の県道・市道及び臨海部の道路などの整備を推進し、市街地の活性化を図ります。
- 江之元地区の住宅市街地整備を推進し、安全で安心して暮らせる住宅地、暮らしやすく住み続けられる生活環境の形成を図ります。

(3) 景観行政の推進

- 景観計画に基づき、地域の魅力を引き出す景観の再生や創造、景観を阻害する問題の解消など、景観の整備を進めます。
- 景観意識の啓発を進め、市民、地域とともに景観の検証、整備を進めます。

■**主な関連計画**：都市計画マスタープラン、景観計画、川之江地区まちづくり基本計画・実施計画、立地適正化計画

施策 12 円滑な交流基盤の整備

目標

産業活力と生活利便性を支える円滑な都市交通体系の実現を目指します。

■主な指標	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
道路ストックにおける長寿命化対策の橋梁数	20	橋 ⇒	70	橋
デマンドタクシーの1日平均利用者数	83	人 ⇒	88	人
基幹道路整備率（新宮中央、寒川中央、下井手藤原海岸線）	64	% ⇒	100	%

背景

活力を支える交通体系の充実と市民にやさしい移動環境の確保が課題

円滑な交通体系を確保することは、産業の活力、市民の生活利便性、さまざまな交流を支える基盤として極めて重要です。

本市は、四国のまんなかのまち、産業集積のあるまちとして、国際物流ターミナルを有する重要港湾、広域とつながる鉄道や高速道路が発達した環境を有しています。一方で、朝夕の交通集中による渋滞、産業の集積した臨海部の交通を円滑にする道路整備、市街地における狭隘道路の改良、公共インフラの老朽化、地域間を結ぶバス交通の確保など、さまざまな課題も抱えています。

今後は、産業立地の動向や、少子高齢化といった社会変化を鑑み、港湾、鉄道、幹線道路などの基幹交通路の効果的な活用を軸に、広域交通ネットワークへの接続性の向上、土地利用の変化などに応じた都市計画道路の見直しを含め、四国のまんなかのまちとして、市内外の交流の活性化に資する交通体系をさらに充実させていくとともに、既存施設の老朽化対策や、道路や公共交通のバリアフリー*化、安全な歩行環境の整備など、人にやさしい交通環境づくりに取り組んでいく必要があります。交通弱者をつくらないまち、環境にやさしいまちをつくるためには、市街地における歩いて暮らせるまちづくりの推進、公共交通の確保も大きな課題です。

*バリアフリーとは、ユニバーサルデザインと概ね同義で、誰もが障壁を感じずに行動できる状態を指す。構造物での通路確保、段差解消、昇降機設置、点字板や音声案内システム設置など、建築、交通分野のユニバーサルデザイン化で使われることが多い。

基本方向

- (1) 港湾は、産業物流の拠点として機能向上を促進するとともに、交流拠点としての機能を充実していきます。
- (2) 円滑で人にやさしい道路網の整備を進めます。
- (3) 鉄道やバスなど公共交通機関の維持確保に努め、利便性の向上を目指します。

主な取組

(1) 港湾機能の充実

- 重要港湾三島川之江港の物流拠点としての機能向上を促進するため、国際物流ターミナルの機能強化及び複合一貫輸送ターミナル整備を進めるとともに、臨港道路など、周辺における円滑で安全な交通環境の確保を進めます。
- 港湾と市街地との接続性の向上、休息緑地等の整備や利用促進など、都市の魅力の一つとして、港湾の交流機能を高めていきます。

(2) 道路網の維持・充実

- 都市の骨格を形成する道路交通網は、混雑の解消や安全で円滑な交通の実現に向けて、幹線道路、生活道路の整備を進めます。
- 道路ストックにおける橋梁の長寿命化対策の推進、道路の改良・整備の推進など、安全で人にやさしい道づくりを進めます。

(3) 公共交通の確保

- 鉄道交通については、鉄道高速化や四国新幹線の実現に向けて、広域的な取組を引き続き推進します。また、交通事業者などの協力を得ながら、駅前広場の整備、交通結節点機能の強化、公共交通の利用促進などに努めます。
- 路線バスについては、バス会社と連携しながら現行路線の維持確保に努め、デマンドタクシーについても、持続可能な運行方法などを見出していくとともに、高速バス利用の利便性向上にも努めます。また、歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進める中で、公共施設などを公共交通でつないでいくことを検討します。

施策 13

魅力ある定住環境の整備

目標

それぞれの地域の特性に立脚して、子どもから高齢者まで安心して暮らし続けることができ、若者が魅力を感じるような、安全・快適で居住性の高い、住んでも、働いても、訪れても魅力的なまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
市営住宅の長寿命化率	37	% ⇒	45	%
公共下水道普及率	62.9	% ⇒	63.9	%

背景

住宅やライフラインの適切な確保、施設の長寿命化などが課題

若者が「住みたい」と思い、高齢になっても安心して住み続けることができる定住環境づくりには、安全・快適で、居住性の高い住環境の確保が重要です。

本市では、上下水道や生活道路、情報通信網の整備など、快適で利便性の高い生活環境の整備に努めてきました。また、平成 30 (2018) 年に策定した「四国中央市住宅マスタープラン」に基づき、安心して快適に住み続けられる住宅と住環境の整備、どんな人でも住みやすい多様な住宅の提供などを進めています。

今後の少子高齢・人口減少社会においては、市民の生活ニーズの動向を見極めながら、子どもから高齢者までが安心して生活でき、若者が魅力を感じるような職住環境を確保していくことが課題です。「四国中央市立地適正化計画」に基づき、都市計画の見直しをはじめとする取組を進め、市街地における歩いて暮らせるまちづくり、山間部などにおける生活支援・交流機能確保など、それぞれの地域特性に応じて居住性の高い魅力的な定住環境づくりを進めていく必要があります。また、人口減少に応じて増加する空家については、対策が滞ればスラム化が懸念されるものであり、平成 29 (2017) 年に策定した「四国中央市空家等対策計画」に基づき、多面的な空家等対策を進めていく必要があります。

基本方向

- (1) 安心して快適に住み続けられる住宅と住環境の整備と増加する空家等への対策を進めます。
- (2) 上下水道をはじめ、市民生活を支える快適な居住環境の整備を進めます。
- (3) 都市のライフラインの一つとして、情報通信網の確保とその有効な活用を進めます。

主な取組

(1) 安全で快適な住環境の整備と空家等対策の推進

- 狭あい道路の拡幅や民間住宅の耐震化を進めます。また、優良な既存住宅の流通を促します。
- 市営住宅については、計画的に長寿命化等を図り、安定的な確保に努めます。
- 空家等については、空家等対策計画に基づき、総合的・計画的な対策の推進に努めます。
- 民間住宅の取得については、定住促進に向け、民間業者と連携して、国・県の制度の利用促進、空家情報の整備と紹介などの支援を強化していきます。

(2) 生活環境の整備

- 上水道、生活道路、情報通信網など、市民生活を支えるライフラインを確実かつ適切に整備・維持管理していきます。
- 公共下水道の整備を進め、水洗化と公共下水道への接続を促進します。公共下水道の供用区域外では、合併浄化槽の設置を促進します。下水道施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施し、計画的な修繕・改築を進めます。また、し尿処理施設、公共下水道、合併浄化槽を合わせた総合的な処理体系の整備を検討し、効率的で適切なし尿処理を目指します。
- 排水施設や道路などの環境整備、生活支援・交流機能を複合的に備えた拠点づくりなどを通じ、働いても、住んでも快適な農山漁村集落づくりを進めます。
- 市営墓地・斎場については、花柴収集や草刈などの墓園環境の整備、斎場施設の老朽化対応や管理形態の検討など、適切な維持管理に努めます。また、今後の墓地のあり方を検討し、市民ニーズに対応した墓地の整備を進めます。

(3) 地域情報化の推進

- 教育、産業、保健医療福祉などにおいて地域全体の情報化を進める総合的な施策推進の指針である地域情報化推進計画を策定（改訂）し、「情報システム」、「地域情報化拠点」、「情報通信基盤」の整備を推進します。
- 地上デジタル放送難視聴地域の解消、防災有線告知システムの有効活用、市と市民の情報共有化ツールとしてのCATVの更なる活用促進など、情報環境の整備と既存情報基盤の有効活用を進めます。

■ **主な関連計画**：川之江地区まちづくり基本計画・実施計画、住宅マスタープラン、市営住宅長寿命化計画、空家等対策計画、耐震改修促進計画、公共下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画、地域情報化推進計画

施策 14 防災・減災対策の強化

目標

防災・減災体制を強化し、「みる防災、みえる危険、みえる安全、みてわかる活動」を合言葉に、市民・地域とともに安全なまちづくりを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
災害時等における支援協力に関する協定締結数	53	か所	⇒	60 か所
自主防災組織の数	129	団体	⇒	150 団体
救急救命（又は応急手当）講習会参加者数	4,200	人	⇒	5,000 人
防災士の人数	280	人	⇒	500 人
応急手当普及員の養成人数	73	人	⇒	100 人

背景

消防防災センターを中心とする体制づくり、地域の防災・減災力向上が課題

本市では、災害から生命、財産を守るため、これまでも防災対策に力を入れてきましたが、集中的な豪雨などによるがけ崩れや水害への対応、南海トラフを震源とする地震への備えなど、災害に強いまちづくりに向けての課題は、ますます大きくなってきています。地域で暮らす高齢者や障がいのある方などへの対応や、将来に向けての社会資本の耐震化なども一つひとつ進めていく必要があります。

今後は、日頃の消防・救急体制、災害時の対応体制を一層強化していくため、消防防災センターを中心に、市としての防災体制を確立するとともに、医療機関と連携した救急救命体制の充実、事業所と連携した災害時協力体制の拡充、地域、職場、学校、家庭における防災・防火体制の活動を促進し、市民とともに地域ごとの防災・減災体制を強化していく必要があります。

基本方向

- (1) 全市的な防災体制づくり、消防防災センターを核とする非常時・平時の対応体制の整備を進めます。
- (2) さまざまな災害の予防、早期対応体制の充実に向け、大規模災害を想定した体制づくりを進めます。
- (3) 地域、市民による自主的な防災・防火活動を促進し、連携・支援を進めます。
- (4) 医療機関、市民と連携して救急救助体制を充実し、救命率向上を目指します。

(1) 全市的な防災体制の充実

- 全市的な防災体制の強化に向け、市・関係機関を含む組織体制づくりを進め、消防防災センターを核に、高機能消防指令センター、常備消防施設の適正配置、地域における消防・防火施設、各種消防車両や資機材の整備を図ります。また、大規模災害に備え、市域・県域を超えた広域連携を進めます。
- 監視・通報システムの充実と活用、河川パトロールなどにより適切な情報収集を実施し、早期の災害対応体制を充実します。また、防災マップ、標高表示や避難所等の周知、防災有線告知システムをはじめ多様な情報伝達手段を確保し、市民や来訪者が身を守るために必要な情報の充実を図ります。
- 各種広報活動や、防災・防火出前講座の実施、防災マップの活用促進など、市民の防災への意識、知識の向上を促進します。

(2) 災害時の対応体制の強化

- 地域防災計画の見直しと運用により、地震・津波、風水害など、さまざまな災害の予防、応急対策、復旧対策が円滑に進むよう備えます。また、テロや大規模事故、パンデミック（危険な感染症の爆発感染）などから市民を守る体制を整えます。
- 浸水対策として河川（市が管理している準用河川・普通河川）・排水路・ポンプ場・雨水調整池等の整備や、土石流、がけ崩れ対策としての砂防施設の整備、また建築物の耐震化や液状化対策など、防災・減災のための社会資本整備を進めます。また、都市の延焼防止の指定拡充及び市街地の都市計画道路の整備を推進します。
- 避難路や避難施設の適切な確保、食糧・物資の計画的な備蓄を実施し、要援護者台帳の整備、避難支援体制の確立、障がい特性などに応じた避難所確保を進めます。
- 自主防災組織連絡協議会における市内自主防災組織ネットワークの強化や地域組織と連携した地域防災体制の充実、事業者と連携した災害時の支援協力体制の拡充を進めます。

(3) 日頃の防火体制の充実

- 自主防災組織及び消防団の活動支援とともに、市民・関係機関と協議しながら地域における消防・防火体制を充実していきます。地域消防体制の充実に向けては、消防団協力事業所表示制度及び消防団応援事業所制度を活用し、団員確保に努めます。
- 自動火災報知設備の維持管理や消火器の設置と管理の促進、防火管理者の育成、危険物施設への安全指導、防火査察など事業所への指導徹底など、民間の防火体制の充実を支援します。

(4) 救急・救助体制の充実

- 救急救命士や指導救命士の養成・増員、医療機関との連携強化など、病院前救急の充実により、救命率向上を図ります。
- AED（自動体外式除細動器）の設置と適切な管理及び設置場所情報の提供、事業所や学校教諭などに対する応急手当普及員講習会（心肺蘇生ガイドラインに基づくeラーニング分割講習を含む）の実施など、まち・学校・職場での応急体制の充実を促進します。

施策 15 防犯・交通安全の強化

目標

関係機関と地域との連携により、さまざまな犯罪や交通事故から身を守り合い、高齢者や子どもを含む誰もが安心して過ごせるまちを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
地域防犯パトロール団体の数	4	団体	⇒	6 団体
「振り込め詐欺被害防止」出前講座の実施	21	回/年	⇒	30 回/年
交通事故発生件数	248	件/年	⇒	220 件/年

背景

高齢者や子どもが交通事故、犯罪被害に合わない地域づくりが課題

近年、市内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、乗物盗、空き巣、ひったくりなどの窃盗犯は依然として少なくなく、振り込め詐欺被害などもみられます。本市では、地域による防犯灯の設置、事業者などによる防犯カメラの設置のほか、防犯パトロール、振り込め詐欺被害への注意喚起などを実施しています。

本市は、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを目指し、平成 17 (2005) 年に「交通安全都市宣言」を行いました。市内の交通事故は、発生件数が減少傾向にあるものの、高齢者の交通事故は増加する傾向がみられます。本市では、交通安全運動の推進、高齢者や子どもを対象とする交通安全教室などを通じて交通安全意識の向上を図るとともに、歩道整備や狭隘道路へのカラー舗装の推進など、安全な歩行環境の確保を進めています。

今後とも、警察、地域、事業者、学校などと連携しながら、防犯、交通安全への取組に力を入れ、安全・安心なまちをつくっていく必要があります。

基本方向

- (1) 地域防犯体制を強化し、さまざまな犯罪を未然に防いでいきます。
- (2) 交通事故に遭わない、起こさないまちづくりを進めます。

主な取組

(1) 防犯体制の充実

- 地域による防犯灯設置の補助、商店街や個別施設での防犯カメラ設置の促進など、防犯施設の充実を図るとともに、警察や地区防犯協会、防犯連絡員、市民団体などとの連携により防犯パトロールの実施を拡充するなど、地域防犯を推進します。
- 市内各小学校で実施している IC チップによる登下校管理システム、駆け込み場所の確保、子ども 110 番への協力の促進など、子どもを守る体制を強化します。
- さまざまな機会をとらえての広報、防災有線告知システムを活用した注意喚起、金融機関との連携などにより振り込め詐欺などの被害防止を図るとともに、消費者相談センター機能の充実と利用促進などにより、消費者保護を進めます。
- 暴力団追放推進運動を積極的に展開します。

(2) 交通安全の体制強化

- 安全な歩行環境を確保するため、危険箇所の調査、安全施設の整備維持を進めます。登下校の安全管理については、通学路の路肩のカラー塗装、転落防護柵の設置などを進めます。
- 警察や交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会などと連携して、子ども、高齢者対象の交通安全教室、交通ルール遵守、安全運転喚起のための各種交通安全キャンペーンの実施など、市民の交通安全意識の向上を図ります。

基本方針4 安心とぬくもりのまちづくり

施策 16 福祉社会の充実

- (1) 社会保障の充実
- (2) 自立支援の推進
- (3) 地域福祉の推進

施策 17 健康づくりの推進

- (1) 市民の主体的な健康づくりの支援
- (2) 地域医療の充実

施策 18 健やかな子育て・子育ての応援

- (1) 産み育ての応援
- (2) 子育ての応援
- (3) 子ども・青少年を育む地域づくり

施策 19 安心で充実した高齢期の応援

- (1) 高齢者の活躍と介護予防の推進
- (2) 高齢期の生活支援の充実
- (3) 介護保険サービスの効果的な提供

施策 20 とともに生きるまちづくり

- (1) とともに生きる社会の基礎づくり
- (2) 日々の暮らしを支えるサービスの充実
- (3) 自立を目指すための支えと促し

施策 16 福祉社会の充実

目標

社会保障の確保、地域での支え合いにより、誰もが自分らしい生活を実現し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]
自立相談支援による社会的自立件数	22 件	⇒	30 件
災害時避難行動要支援者の登録人数	4,933 人	⇒	5,000 人

背景

支援ニーズの増加・多様化に対して、さまざまな支え合いの仕組みの再構築が課題

2025年には団塊の世代が後期高齢者となります。超高齢社会の中で個人・地域が活力を維持していくためには、一人ひとりの健康と自立を大切に、地域の中で支え合っていくことが重要となってきています。少子高齢化や若者の地域離れなどに伴い、地域社会や人と人とのつながり方は大きく変わってきましたが、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災は、改めて地域で支え合うことの重要性を教訓として示しました。

本市においては、市民の健康づくりの支援に力を入れるとともに、保険・年金制度の適正な運用に努めてきました。また、自助・互助・共助・公助の役割分担と連携のもとに、さまざまな福祉サービスの取組を行う中で、社会福祉協議会が開催している福祉フェスティバルなどにより福祉に関する市民意識も高まってきています。一方で、高齢者のひとり暮らし世帯、ひとり親世帯、障がいがある人、生活困窮の問題など、支援ニーズは増加、多様化する傾向があり、社会保障や各種のサポート体制のあり方を工夫していく必要があります。

今後とも、地域全体で市民が互いに支え合う関係づくりを図っていくことが重要です。

基本方向

- (1) 社会保障制度の有効かつ健全な運用を推進します。
- (2) 市民の生活困窮の防止と早期対応に努め、自立した生活の実現を支えていきます。
- (3) 地域の中のさまざまな主体が連携・協働して、一人ひとりの安心と地域の活力を支え合う、地域包括ケアシステムによる地域福祉の体制づくりを進めます。

主な取組

(1) 社会保障の充実

- 国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に関する情報提供や相談対応による理解を促進し、各保険制度の適正な運用に努めます。
- ひとり親家庭医療助成、特定不妊治療助成、こども医療費助成、心身障がい者医療助成や自立支援医療助成など、医療費の負担軽減に努めます。
- 市民や事業者による募金や寄付、共済制度の活用など、市民、企業を含めた共助を促進します。

(2) 自立支援の推進

- 障がい者、無業の若者、ひとり親などの就業や地域生活を支えるため、各分野の相談支援体制、就労支援機関やNPO、事業者、住民などの連携による地域ぐるみサポート体制を充実し、自立生活を支えていきます。
- 生活困窮状態に早期に対応し、自立相談支援（就労その他の自立に関する相談、生活設計支援）、住居確保支援、就労準備支援、一時生活支援及び家計相談支援、生活困窮家庭の子どもへの学習支援など、自立の促進に必要な支援に努めます。

(3) 地域福祉の推進

- 市と地域の福祉課題に即して策定した地域福祉計画に基づき、さまざまな団体や事業者が互いに協力してそれぞれの地域の課題解決に取り組み、一人ひとりの安心といきがい、活力ある地域社会を支え合う、市民主体の福祉社会を築いていきます。
- 学校教育や生涯学習における福祉教育・学習を充実するとともに、福祉フェスティバルをはじめ、相互理解と支え合いの意識を育む機会の拡充を図ります。
- 社会福祉協議会を中心に、民生児童委員活動、地区社協、各種福祉団体の活動の充実、福祉従事者やボランティア人材、地域リーダーの育成、連携体制づくりなどを進め、地域福祉の推進体制を充実します。
- 地域で集い、見守り、助け合うさまざまな地域活動を促進するため、有料・有償システムを含む体制強化を検討するなど、持続可能な仕組みづくりを進めます。
- 災害時避難行動要支援者支援の体制を確立します。

施策 17 健康づくりの推進

目標

市民自らが主体的・意欲的に健康づくりに取り組み、保健・医療サービスの充実したまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
各種健康教室への参加者数（累計）	2,641	人 ⇒	2,800	人
健康づくりサポーターの登録者数（累計）	73	人 ⇒	100	人
ゲートキーパーの養成者数（累計）	1,494	人 ⇒	2,500	人

背景

一人ひとりの健康づくり支援、拡大する医療ニーズへの適切な対応が課題

食生活の改善や医学・医療の進歩により平均寿命が伸びる一方で、40～50歳代男性を中心に生活習慣病などが増加しています。また、児童の食物アレルギーの増加や食育の重要性などが認識され、健康づくりにおいては、年代を通して「自分の健康は自分で守る」ことが強く求められています。

本市では、「四国中央市健康づくり計画」に基づき、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指す取組を進めています。平成24（2012）年には「四国中央市食育推進計画」を策定し、生涯にわたる心身の健康づくりと地産地消の推進にも取り組んでいます。最近では、健康管理システムによる市民の情報管理や健康教室で養成されたサポーターの活躍など、市民の健康管理や健康増進に向けた体制が整いつつあるとともに、広域連携も含め、救急医療体制の強化など医療体制の充実も進んできています。一方、市民の健康への関心は高い状況にありますが、人口の高齢化やストレスの多い社会の中で、心身の健康を支える保健・医療へのニーズはますます増加してきています。

今後とも、市民の健康と命を守るため、一人ひとりの健康管理を促進するとともに、医療・保健に関わる各種機関及び学校、職場、地域などの連携による支援体制のさらなる充実が求められます。

基本方向

- (1) 健診や予防接種の徹底などにより疾病の予防と早期発見、早期治療につなぐとともに、健康づくり計画に基づき、健康づくりサポーターなどの人材育成を進め、市民の主体的な健康づくりを支援します。
- (2) 市民の日頃の健康と救急医療を支える地域医療体制の充実を進めます。

主な取組

(1) 市民の主体的な健康づくりの支援

- 特定健診等の健康診査、がん検診、歯周病検診など健(検)診事業を推進し、健康管理システムを整備して、個人に応じた保健指導や地域特性の把握に活用し、「健康づくり計画」や「データヘルス計画」に基づいて目標管理型の健康づくり支援を進めます。
- 健康相談、健診結果報告会の開催、健康教室の充実、健康まつりの実施など、健康に関する関心や知識を育み、一人ひとりの主体的な健康づくりを支援します。
- 健康づくり推進協議会を中心に、市民参加による健康づくり体制を整備し、健康づくりサポーター、食生活改善推進員など幅広い人材や団体との連携を進めます。地域における健康づくりリーダーを養成するとともに、市民のアイディアを生かした健康づくり事業を推進するなど、地域で市民主体の健康づくり活動のネットワークが広がるよう図ります。
- 学校、事業所、地域、家庭と連携して感染症の発生や蔓延を防止する公衆衛生事業を展開するとともに、教育や産業分野における健康管理、健康相談機能を充実し、カウンセリングなど、こころの健康づくり支援体制を充実します。

(2) 地域医療の充実

- 医療施設・設備の充実、診療科の確保、病診連携、医薬連携の推進や、医師をはじめとする各種医療従事者の拡充など、広域連携も含め、地域医療体制の一層の充実を図ります。障がい児・者医療、認知症に対応する医療体制などを充実します。
- 急患医療センターを中心に、休日・夜間の初期救急受入体制の強化、地域医療再生学講座(愛媛大学の寄附講座)を活用した救急従事者養成など救急医療体制をさらに充実し、災害時対応体制の確保にもつなげます。
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医づくりを中心に、市民の健康管理と適正受診の啓発に努めます。
- 四国中央病院及び三島医療センターの統合新病院の建設に向けて、市としての支援策を検討します。

■ 主な関連計画：健康づくり計画、食育推進計画、自殺予防対策計画、データヘルス計画

施策 18

健やかな子育て・子育ての応援

目標

若者が結婚や子育てに夢を持ち、地域で子育てを支援し、子育てが楽しいまち、子どもが地域の中でのびのび育つまちを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
HP「四国中央子育て応援隊」へのアクセス件数	21,685	件	⇒ 25,000	件
婚活イベントにおけるカップリング率	約 30	%	35	%
えひめ子育て応援企業認証の市内企業数	46	件	60	件
0～2 歳児保育の提供体制確保人数	732	人	740	人
放課後児童クラブの高学年受入数	32	人	60	人

背景

子どもを産み育てたくなるまちを目指し、本市ならではの支援が課題

次代を担う子どもの育成は、持続的なまちづくりの上からも大切です。しかしながら、少子化や核家族化が進む中で子育てに不安を抱える状況も見られ、役割分担や仕事と子育てに係わる時間の調整も必要になってきています。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、子どもや子育て家庭を支える地域社会のあり方が問われています。そのような中、幼稚園や保育園に入れにくい待機児童の問題が全国的な課題となっており、平成 31 (2019) 年 10 月に予定されている幼児教育無償化による保育需要の更なる拡大が見込まれる中で、国は平成 32 (2020) 年度末までに 32 万人分の受け皿整備と、保育士の更なる処遇改善を目指して取組を進めています。

本市では、市全域で少子化が進む一方で、保育需要は拡大しており、特に 3 歳未満児の保育利用率が年々上昇しています。平成 27 (2015) 年度に策定した「四国中央市子ども・子育て支援事業計画」では、平成 31 (2019) 年度までの就学前児童数を 4,401 人から 4,158 人の 243 人減と推計し、その中で就園希望児童数を 2,896 人から 3,028 人の 132 人増、受入れ可能児童数は 2,981 人から 3,021 人の 40 人増を見込んでいます。放課後児童クラブについては、現在 19 校区で 25 クラブを運営し、利用希望児童数は 690 人から 922 人の 232 人増を見込んでおり、高学年の受入れも含めて、待機児童を減らす取組が急がれます。また、企業と提携した「乳幼児紙おむつ支給事業」は、本市ならではの事業として好評を得ており、近年では県と市町の連携事業として県下自治体にも波及しているほか、「子育てガイドブック」や子育て応援・支援サイト「四国中央市子育て応援隊」の運営など、子育て支援情報の充実にも力を入れています。

平成 32 (2020) 年度に策定予定の第 2 期「四国中央市子ども・子育て支援事業計画」においても、待機児童対策を含め、子育て中の市民のニーズに対応したよりきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、企業や学校、地域とも連携して市全体で子どもを産み育てたくなるまちづくりが、ますます求められます。

基本方向

- (1) 産み育てに夢を持てる学びの機会を充実します。
- (2) 子育てを応援する情報提供、相談、保育サービスなどを充実し、地域、事業所、行政が連携して子育てを支援します。
- (3) 地域の中で子どもたちが安心して遊び、のびのびと育つ環境をつくります。

主な取組

(1) 産み育ての応援

- 婚活支援など、結婚へのきっかけとなる取組を充実します。
- 学校での保健や社会科学習を通じた産み育て教育、母子保健、母親・父親教室などの保健事業を通じた健やかな産み育ての支援を充実します。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施と地域における支援体制の構築を目指します。

(2) 子育ての応援

- 児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成、多子世帯への支援などのほか、企業と連携した乳児紙おむつ支給など、本市ならではの子育て支援を促進します。
- 保育サービス、ファミリーサポートなどを充実します。延長保育、一時預かりのほか、保育ニーズの動向に応じて休日保育、病児保育などの体制を確保していきます。
- 子育てガイドブック、子育て支援サイト「子育て応援隊」などによる情報提供、子育て不安に対応、楽しい子育てを応援する子育て広場、シニア子育て訪問、子育てフェスタなど、市民参加型の子育て支援を充実します。
- 障がい児保育、要援護家庭の子育て支援などを充実します。
- 発達障がいを持つ子どもの通所施設を整備し、支援サービスの環境を整えます。
- 育児休業や柔軟な働き方の導入など、事業所による子育て支援を促進します。

(3) 子ども・青少年を育む地域づくり

- 幼保連携型認定こども園の設置、保育園の耐震化など、保育園機能を充実します。
- 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営、児童遊園の充実や公園の安全な管理など、子どもが安心して遊べる環境づくりを進めます。
- 子どもを守る家、青少年の健全育成活動、愛護班活動など、地域で子どもや青少年を見守る体制を充実します。また、子ども会活動や各種文化・スポーツ活動など、子どもや若者の自主活動、世代間交流を通じた育み合いを促進します。

■ 主な関連計画：子ども・子育て支援事業計画、子ども若者未来応援計画パレット・プラン

施策 19

安心して充実した高齢期の応援

目標

高齢になっても地域の中で活躍し、介護が必要になっても、支援サービスの利用や地域の支え合いにより、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
認知症サポーター数	10,226	人	⇒ 12,500	人
住民主体の貯金体操集いの場の数	60	件	⇒ 100	件
ケアプランチェック件数	40	件	⇒ 100	件

背景

高齢化に伴い、介護予防や認知症への対応が課題

我が国は超高齢社会に突入しており、高齢化の動きは今後さらに進む状況にあります。これからは高齢社会におけるまちづくりが基本であるという認識が必要となります。

本市では、「四国中央市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、生活の質（QOL）を重視したサービス提供や、自分らしく社会参加できる環境づくりに取り組んでいます。

地域ぐるみの連携を高めるための地域ケア会議の開催や、認知症対策の取組として「みんなで探そやネットワーク事業」など、高齢者を支える事業は確実に進んでいますが、高齢者の割合は年々上昇し、介護予防・認知症対策への取組などが、ますます大きな課題となってきています。

今後とも、高齢者を地域ぐるみで支えていく体制の強化とともに、元気高齢者も含めた積極的なシルバーパワーの社会参加や貢献へ向けた取組が求められています。

基本方向

- (1) 高齢者の就労や社会参加、主体的な介護予防活動を支援します。
- (2) 医療、保健、介護、福祉、地域の連携により、高齢になっても住み慣れた地域での生活を安心して継続できるよう体制を整えます。
- (3) 適切なケアマネジメント、サービス基盤の充実などにより、介護保険サービスの効果的な提供を図ります。

主な取組

(1) 高齢者の活躍と介護予防の推進

- 高齢者が就労や地域活動への参加により、生きがいを感じながら活躍し、地域づくりに貢献していけるような環境づくりを進めます。
- 一人ひとりが楽しみや生きがいのある生活を継続できるよう気軽に参加できる場や自主活動の育成支援に努めます。
- 高齢者が地域において介護予防に繋がるような事業を実施し、市民参加により実施内容やサポート体制を充実していけるよう図ります。

(2) 高齢期の生活支援の充実

- 地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議の充実や医療、保健、介護、福祉の連携による地域包括ケア体制を充実します。
- 住まいの確保、緊急通報システムの普及、軽度生活援助事業の実施、地域での支え合い活動など、高齢者の生活の安心を地域ぐるみで支える体制づくりを進めます。
- 認知症高齢者探そやネットワーク、認知症サポーターの養成、物忘れ相談プログラムをはじめ、成年後見制度の普及啓発など認知症対策の充実・強化を進めます。
- 相談対応、家族介護用品普及事業をはじめ、家族介護者の支援を充実します。

(3) 介護保険サービスの効果的な提供

- 介護認定の迅速化、平準化、本人・家族を主体とするケアプラン作成、有効なケアマネジメントの推進など、介護保険制度の適正かつ効果的な活用を進めます。
- 介護保険施設の整備・運営の一層の有効化、福祉・介護従事者の育成など、サービス基盤の充実・確保に努めます。

■ 主な関連計画：高齢者福祉計画、介護保険事業計画

施策 20

ともに生きるまちづくり

目標

障がいのある・なしに関わらず、誰もが地域の中で互いに人格と個性を尊重し合いながら、生き生きと自分らしい生活を送ることのできる「あったかなまち」を目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
サービス等利用計画等の作成済件数	912	件/年	⇒ 1,000	件/年
障害福祉サービス利用者	951	人	⇒ 1,000	人
地域移行支援及び地域定着支援の給付対象者数	5	人	⇒ 10	人
障害者優先調達推進法に基づく調達金額	450	万円/年	⇒ 495	万円/年
5歳児相談事業実施園数	3	園	⇒ 27	園

背景

増加する支援ニーズに対し、障がいへの理解や支え合いの充実がみんなの課題

障害者基本法は、全ての国民が、障がいのある・なしにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を掲げ、地域社会におけるノーマライゼーションの実現を目指しています。

平成 24（2012）年に障害者総合支援法が施行され、平成 25（2013）年に国連の障害者権利条約に批准、平成 28（2016）年 4 月には障がい者差別解消法が施行されるなど、障がいのある人が地域の中で当たり前で生活できる社会づくりの流れは、ますます強まっています。

本市でも、「四国中央市障がい者福祉計画・障がい福祉計画」に基づき、サービス基盤の整備などを計画的に進めています。平成 24（2012）年度に設置された四国中央市基幹相談支援センターを核として、市内の相談支援事業所と連携した相談支援体制の強化を図りつつ、障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援の取組にも力を注いでいます。しかしながら、精神障がいや発達障がいなど支援ニーズの増加に対して市内のサービス提供体制は不十分な状態にあり、相談支援専門員をはじめ各福祉事業所の支援者の不足が続いています。

すべての市民が地域社会の一員として生きがいをもって生活していくためには、支え合うための相互理解を促しながら、あったかできめ細かな施策を一步ずつ着実に推進していく必要があります。

基本方向

- (1) 市民一人ひとりがともに生きる社会の一員として、障がいへの理解を深め、互いに守り、支える地域共生社会の実現のための環境を整えていきます。
- (2) 障がいのある・なしに関わらず、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるよう、障害福祉サービスの提供体制を整え、社会参加の機会の充実を図ります。
- (3) 障がいがあっても、幼少期から老齢期まで生き生きと学び、働き、余暇を楽しみ、自分らしい生活を実現していけるよう、相談支援体制を充実します。

主な取組

(1) とともに生きる社会の基礎づくり

- わかりやすい市民公開講座や出前講座の開催に努め、障がいのある・なしを超えた市民交流の機会充実を図り、市民の障がいに対する理解を促進します。
- 成年後見制度活用などによる障がい者の権利擁護や虐待防止を図るとともに、障がい者福祉団体やピアサポートの取組、福祉ボランティアの育成・支援など、障がい者を守り・支える体制を充実します。
- 意思疎通支援や情報バリアフリー、ユニバーサルデザイン[※]のまちづくりを進め、地域生活の支援環境や社会参加を促す社会基盤の充実を図ります。

(2) 日々の暮らしを支えるサービスの充実

- 障がいのある人や家族が参画する自立支援協議会の意見を尊重し、医療・保健・福祉の連携のもと、介護給付・訓練等給付などの障害福祉サービスの適正利用を進めます。
- 施設入所支援に加え、グループホームでの生活を支える体制の充実を図り、地域における障がい者の住まいの確保に努めます。
- 地域で暮らし続けること、地域に出て暮らすことを目標に掲げ、社会参加を促す取組を進めます。

(3) 自立を目指すための支えと促し

- 子ども若者発達支援センター（通称パレット）を中心に、発達障がいなどの早期発見・早期療育から特別支援教育への一貫した支援体制を整え、一人ひとりに応じた療育・教育を進め、将来の自立した生活をめざします。
- サービス等利用計画作成のための相談支援を中心に、障がい者の豊かな地域生活を支える相談支援体制の強化を図ります。
- 心身障がい者への経済的負担の軽減を図ります。
- 地域内の企業や関係機関との連携により、障がいのある人の就労促進のための多角的な支援体制の構築をはじめ、障がい者就労施設などからの優先調達の推進や新たな販路開拓支援により、障がい者の雇用機会拡大を図ります。

※ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無、言語の違いなどを問わず、誰もが使用できる空間、製品、サービスの仕様のこと。

■ **主な関連計画**：障がい者福祉計画、障がい福祉計画、子ども若者未来応援計画パレット・プラン

基本方針5 人と文化を育むまちづくり

施策 21 人権文化のまちづくり

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 人権問題の解決
- (3) 機会均等と平等参加のための環境づくり

施策 22 学びのネットワークの構築

- (1) 教育文化ネットワークの構築
- (2) 教育文化環境の充実

施策 23 一人ひとりの成長を支える学校教育の推進

- (1) 発達段階に応じた教育プログラムの充実
- (2) 学校生活のサポートの充実
- (3) 家庭・地域と連携した魅力ある学校づくり

施策 24 地域文化の継承と創造

- (1) 歴史文化の保全と継承
- (2) 芸術文化の振興
- (3) 本市ならではの文化の継承と創造

施策 25 生涯学習・生涯スポーツによる人づくり・まちづくり

- (1) 生涯学習の環境づくり
- (2) 生涯スポーツの推進
- (3) 生涯学習・生涯スポーツの人づくり・まちづくりへの展開

施策 21 人権文化のまちづくり

目標

人権問題は特別なものではなく、当たり前のこととしてお互いを尊重し認め合い、人権の理念を普遍的な文化とする人権文化を創造し、育むまちを目指します。

■主な指標	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
人権のつどいへの参加者数	400	人 ⇒	500	人
地域学習会への参加者数	850	人 ⇒	900	人
人権・同和教育推進者養成講座修了者数（H25からの累計）	1,206	人 ⇒	2,200	人

背景

さまざまな人権問題を解決し、新たな問題を防げる人づくりが課題

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」と、世界人権宣言にうたわれています。

本市は、平成 16(2004)年に「人権尊重のまちづくり条例」を制定、平成 17(2005)年に「人権尊重都市宣言」を行いました。この考え方に沿って平成 23(2011)年に「四国中央市人権施策基本計画・人権施策推進プラン」を策定して積極的に人権施策に取り組み、学校教育や社会教育などで人権教育を着実に進めています。一方で、学校や職場でのいじめ、家庭などでの虐待、インターネット上での誹謗中傷をはじめ、人権侵害に関わる問題の広がりもみられ、対応力の強化がますます必要になってきています。

本市では、市の最高規範である「四国中央市自治基本条例」においても、市民の責務として、市民は互いに人権を尊重し、協力し合うことをまちづくりの基本の筆頭に掲げています。今後は、市民一人ひとりが自らの尊厳について認識するとともに、さまざまな問題を解決しながら自己実現の権利を認めあう社会を創っていくため、人権に関する施策のさらなる推進が求められます。

基本方向

- (1) すべての市民が、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい理解と認識を深めるための、人権教育・啓発活動を積極的に進めます。
- (2) 人権問題の速やかな解決に向け、市民の人権感覚の醸成のために必要な条件整備や支援など、人権施策の積極的な推進に努めます。
- (3) 男女共同参画、多文化共生社会の推進など、機会均等、平等なまちづくりを進めます。

主な取組

(1) 人権教育・啓発の推進

- 市民が、同和問題をはじめ、性別や年齢、国籍の違い、障がいのある・なしなどによる差別、いじめ、虐待などあらゆる人権問題への認識を深めることができるよう、人権教育プログラムを充実し、学校、家庭、職場、地域での活用を進めていきます。
- すべての教職員が、幼い頃からの発達段階に応じた一貫性ある人権教育を実践し、カウンセリング機能を持ち、いじめをはじめとする人権問題に対応していけるよう教職員研修を充実します。
- すべての市職員が、さまざまな人権問題への正しい知識と認識を持ち、人権問題の解決の推進役になれるよう、全職員研修、課内研修の実施、市外研修への派遣を行うなど市職員研修を充実します。
- 公民館利用サークル学習会、就学前・学校の保護者参観日、企業研修会、各種研究大会における啓発活動を推進し、各種広報誌などの活用も積極的に行いながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について理解を深め、市民の人権意識が高まるよう努めます。
- 人権意識が根ざした社会となることを目指して、市人権教育協議会を中心に各地域、各分野における人権・同和教育推進者の養成を進めます。

(2) 人権問題の解決

- 人権問題を速やかに解決していくため、人権施策基本計画の実効性を図り、人権教育、人権啓発事業が効果的に行えるよう人権施策推進協議会、人権推進本部、人権教育協議会など人権施策の推進体制を充実します。
- 時代に即した人権施策を推進していくための各種情報収集に努め、関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。

(3) 機会均等と平等参加のための環境づくり

- 男女共同参画社会、多文化共生社会、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、あらゆる人々が機会均等、平等に参加する社会づくりを地域ぐるみで進めます。

■主な関連計画：人権施策基本計画、人権施策推進プラン、男女共同参画計画

施策 22 学びのネットワークの構築

目標

各種機関との幅広い相互連携と、「人」と「情報」のネットワーク化を進め、市民に開かれた紙のまちならではの教育環境を目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
地域の方々の協力を得た活動件数	278	件 ⇒	320	件

背景

さまざまな人や機関をつなぎ、地域ぐるみで相互に学びあう環境づくりが課題

人を育み、文化を育むまちは、学校や文化施設のみならず、地域の自然、生活、産業を支えるさまざまな人や機関による関わりの中で豊かに培われていきます。

本市には、就学前から高校までの教育環境に加え、紙産業コース（大学）や紙産業修士コース（大学院）、といった紙のまちならではの教育機関、山から海までの多様な自然環境、有史以前からの歴史、紙産業技術の集積など、豊富な学びの環境があります。

市では、子どもの減少などにより学校の適正配置などが課題となってきた一方、学校の情報化、ICT※を活用した図書館のネットワーク化など、教育環境の充実を進めています。市民の教育、生涯学習への関心は高く、多様な学習ニーズに答えていくことが、市民、市に共通する課題となってきました。

今後は、学校と地域、教育・文化と産業など、さまざまな人や機関をつなぎ、本市ならではの環境を活かし、高めながら、皆で子どもを育み、相互に学び合える豊かな学びのネットワークをつくっていくことが求められます。

※ICTとは、情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えた言葉。

基本方向

- (1) 教育分野における「人」や「情報」のデータベース化と各種教育機関と産業分野などとの連携を図り、本市ならではの教育環境の構築を推進します。
- (2) 教育・文化の施設環境の充実と情報化や国際化に対応した人材の育成を推進します。

主な取組

(1) 教育文化ネットワークの構築

- 幼保小連携、小中高連携、高校間連携、産学連携など、連結性のある教育、人材育成環境をつくります。その中で、学校の統廃合、高校への専門科の設置他、基幹産業を支える体制強化について検討していきます。
- 文献・図書、文化財や伝統文化、産業技術などの情報を収集・整備・体系化して、教育文化データベースを構築し、学習に役立てられるようにします。
- 学校、図書館、資料館、公民館、文化施設、体育施設などのネットワーク化を進め、活動スケジュールの検索や利用予約などに活用していきます。
- 教育・文化・体育施設のネットワーク化などを機に、市内の文化・スポーツ活動団体ネットワークの充実、企画力の向上を図り、市民による文化のまちづくりを進めます。

(2) 教育文化環境の充実

- 子どもの教育能力を高める観点からの、学校施設の充実や適切な配置の検討を進めます。
- 校内 LAN 整備や統合型校務支援システムなどによる学校の情報環境整備や情報教育の充実に努めます。
- ALT（外国語指導助手）の配置拡充と活躍の場の拡大、企業や地域人材による学習サポート体制の充実、学校と企業の人事交流など、市ぐるみで教育人材の育成・確保を進めます。
- CIR（国際交流員）や地域人材を活用し、あらゆる分野の国際交流、国際協力を支援し、国際化に対応した人材の育成を進めます。

施策 23

一人ひとりの成長を支える学校教育の推進

目標

校種間連携、地域との連携などにより、学校を人づくりの拠点として機能を高め、すべての子どもが将来に夢を抱き、たくましく育っていくまちを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
学力調査結果の向上 (H29 年度からの経年変化率)	100	% ⇒	3	%向上
地域の教育力活用状況 (学校教育に関する調査より)	222	件 ⇒	240	件
不登校児童・生徒の状況の好転割合	40	% ⇒	50	%

背景

知・徳・体を育む学校づくり、個々に応じた指導の充実が課題

少子高齢化や社会の変化に伴う価値観の多様化を背景に、人間形成の基礎を培う学校教育の充実がますます重要となってきています。子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を育むことは、家庭、学校、社会共通の願いでもあります。

本市は、「知」「徳」「体」「地域・家庭との連携」をグランドデザインに、耐震化をはじめとする安全な施設づくりや学校の情報化などの環境づくりに力を入れるとともに、少人数制やチームティーチングによるきめ細かな教育体制、教職員の質を高めるための研修活動、地域と連携しての食育や体験的な学習にも取り組んでいます。その中で、発達障がいへの対応をはじめ、個々に応じた指導の重要性はますます高まりつつあります。

今後とも、体力・学力の向上、さまざまな体験機会の充実とともに、「生きる力」「命の大切さ」の指導や、ともに学ぶインクルーシブ教育^{*}の推進など、学校、家庭、地域が一体となって子どもの学びを支えるまちをつくっていくことが求められます。

^{*}インクルーシブとは、包含するという意味であり、障がいや国籍などさまざまな文化や環境の背景を持つ子どもが、分け隔てなく、ともに教育を受けることができる教育体制のこと。

基本方向

- (1) 発達段階に応じた教育プログラムとその提供体制を充実し、豊かな人間性、確かな学力と体力を培う学校教育を推進していきます。
- (2) すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、一人ひとりに寄り添うサポートを展開していきます。
- (3) 家庭、地域、事業者と連携し、地域とともに魅力ある学校づくりを進めます。

主な取組

(1) 発達段階に応じた教育プログラムの充実

- 幼保小連携、小中高連携など、校種を超えた連携を進め、幼児期から青少年期まで、発達段階に応じて連続性のある教育体系を築いていきます。
- 少人数制やチームティーチングによるきめ細かな教育体制、ALT（外国語指導助手）やゲストティーチャーの活用、学習効果の測定・分析などを充実し、学力の向上、体力・運動機能の向上を目指します。
- 情報教育、国際理解、環境学習、地域教育など、豊かな人間性とスキルを育む実践的、体験的教育を進めます。そのため、学校内の環境づくりのみならず、地域の生活や産業の現場との連携を強めていきます。
- 学校をともに生きる社会づくり、人づくりの拠点として位置づけ、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の充実を図ります。
- 新居浜特別支援学校の分校開設により、一人一人の障がいに応じたきめ細かな教育を提供し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進を図ります。
- 総合力の高い教職員を育成・確保するとともに、業務の効率化、労働環境の改善など、働きやすい学校づくりを進めます

(2) 学校生活のサポートの充実

- 相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携により、児童・生徒の内面理解、相談体制の充実により、一人一人に寄り添う環境づくりを進めるとともに、家庭・地域・関係機関とも連携しながら、いじめや不登校といった問題の早期発見、早期対応に努めます。
- 思春期保健の充実、食物アレルギーへの対応、障がい児や海外からの来訪・帰国児の学校生活サポート、学校防犯の推進など、学校生活の安心を支えます。
- 奨学制度の充実と利用促進により、すべての子どもの教育機会を確保します。

(3) 家庭・地域と連携した魅力ある学校づくり

- 地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進めます。特に、新宮小中学校においては小規模特認校制度のもと、魅力ある学校づくりを進めます。
- 学習サポート、体験学習、食育推進、登下校や放課後の見守りなど、学校と家庭、地域、事業所との連携を進めます。その中で、学校施設の開放、地域交流イベント、空き教室の活用など、地域に貢献する学校づくりを進めます。

■ 主な関連計画：教育要覧（学校教育プラン）、子ども・子育て支援事業計画

施策 24 地域文化の継承と創造

目標

歴史文化の保全・継承、芸術文化の振興により、本市ならではの地域文化が創造されるまちを目指します。

■主な指標	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
出前講座（文化財・史跡・遺跡関係）開催数	10	回 ⇒	30	回
書道パフォーマンス甲子園予選申込校数	105	校 ⇒	150	校
紙のまち新春競書大会参加者数	236	人 ⇒	300	人

背景

本市ならではの歴史や産業をベースとする新たな地域文化の創造が課題

地域に根付く芸術や文化あるいは先達の人材の功績は、市民一人ひとりの心に宿る大切なものであり、生きがいや心の潤いを支えるかけがえのないものです。

本市には、先人を敬う気風があり、歴史的環境についても、随時文化財の現状把握を行うとともに、適切な維持・管理に努めています。特に国の史跡である宇摩向山古墳については、保存管理計画を策定して保全・活用のための環境整備を進めています。

市民の文化芸術活動については、各文化施設を中心に学習の場や文化鑑賞の場を提供するとともに、文化協会を中心に、文化振興のための人材育成にも取り組んでいます。

本市には、紙関連産業とともに、水引や手すき和紙など「紙」の文化が息づいています。近年は書道パフォーマンス甲子園や紙のまち新春競書大会の開催により書道文化の広がりもみられます。

今後は、市民文化ホール（愛称〇〇〇）や歴史考古博物館（仮称）などの文化施設の整備により、文化芸術環境の充実が図られる中で、未来に向けて、多くの市民が文化に関心を持ち、先人に学び、歴史を継承しながら本市ならではの文化を追求するとともに、より一層幅広い文化芸術活動を育み、新たな地域文化を創造するまちをつくっていくことが課題です。

基本方向

- (1) 市民とともに歴史文化の調査・保存・継承に努め、郷土学習の機会を充実します。
- (2) 優れた芸術文化にふれる機会や文化を通じた交流機会の充実を図るとともに、市民による新しい文化の創造を支援します。
- (3) 日本一の紙のまちとしての文化の継承と世界に通じる紙文化を創造します

主な取組

(1) 歴史文化の保全と継承

- 市内の遺跡などの調査を進めるとともに、古墳、城址、旧街道、近代化遺産をはじめとする歴史的環境の保存・再生整備に努めます。調査やアーカイブ化[※]、環境整備などは、市民ボランティアとの連携による市民参加型で進めます。
- 地域特有の伝統芸能、民俗芸能、伝統行事などの保存・継承、伝統食、生活習慣、昔話などの調査、記録、伝承に努め、伝統芸能保存会を中心とする市民による保存・継承・伝承活動の支援や後継者育成を通じて伝統文化の継承に努めます。
- 高原ふるさと館や暁雨館、考古資料館などにおいて歴史展示・図書コーナー及び企画展の充実を図り、手すき和紙の体験や水引の活用も含めた各種講座や教室など、郷土の歴史を学ぶ学習機会の提供・支援を推進します。また、市内の遺跡などをネットワーク化し、文化財めぐりを実施するとともに、ガイド活動を育成・支援していきます。

(2) 芸術文化の振興

- 文化芸術環境の整備を進め、市民が優れた芸術文化にふれる機会を充実します。
- 新たな市民文化ホールでは、多彩な分野で質の高い作品の鑑賞機会を提供するほか、次世代の育成や市民の文化力向上などを目的にした普及・育成事業、市民の交流や他分野との交流などで賑わいを創出する交流事業などの推進に努めます。
- 文化活動の指導人材の育成・確保に努め、文化団体などと連携して、文化活動、文化イベント、文化交流を振興していきます。また、市民文化祭をはじめ、文化を通じた地域間交流、絆づくりを進めます。
- 新しい芸術文化の育成やまちなかのペインティングやオブジェ、ストリートパフォーマンスなど、若い世代が活躍し、文化が生まれるまちづくりを進めます。

(3) 本市ならではの文化の継承と創造

- 市民とともに紙まつりや書道パフォーマンス甲子園・競書大会を開催するなど、紙文化、書道文化を中心とする本市ならではの文化活動の振興を図り、本市発のイベントが全国的、国際的に展開していくよう努めます。

※アーカイブ化とは、重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること。

施策 25 生涯学習・生涯スポーツによる人づくり・まちづくり

目標

地域の教育力を高め、心身共に健康な人づくりと潤いのある住みよいまちづくりを目指します。

■主な指標	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
公民館主催事業への参加者	80,059	人 ⇒	82,000	人
市内スポーツ大会への参加者数（延）	10,016	人 ⇒	11,000	人

背景

生きがいと健康、世代間交流、まちづくりにつながる活動の広がりが課題

生涯にわたる学習活動や社会教育活動は、一人ひとりの生きがいとともに、心豊かな社会づくりの基盤ともなります。また健康志向が高まる中、生涯にわたるスポーツ・レクリエーションへのニーズは多様化・高度化しています。

本市では、社会教育関係団体の支援や連携のもと、さまざまな学習機会の充実に努めるとともに、少年自然の家での体験活動、あるいは公民館活動を中心に各種軽スポーツ教室の開催など、年代や体力、関心に対応した生涯学習・スポーツの参加機会づくりを進めています。また、市民体育館を始めとする社会体育施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、市内の体育施設をスポーツの拠点と位置づけ、市民の健康づくりやスポーツ振興事業と体育施設の一括管理を一連業務とすることで、市民への利便性を向上させるとともに効果的・効率的な施設の管理運営に努めています。

市民の学習やスポーツ活動へのニーズは多様化しており、これに対応できる指導者の不足や、活動情報の到達が必ずしも十分でないという現状もあります。一方で、図書館運営に指定管理制度を導入したことで創意工夫が広がり、市民ニーズに沿ったサービス提供が効果を上げています。

平成 29（2017）年には開催された愛媛国体を契機として、市民と協力しながら、地域における学習やスポーツへの参加機会をさらに拡充し、一人ひとりの生きがいと健康や世代間交流、活気あるコミュニティづくりに寄与する活動を広げていくことが求められます。

基本方向

- (1) 施設・情報・人材の充実により「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。
- (2) 愛媛国体の開催によるスポーツに対する関心の高まりに応えるため、市民の生涯スポーツ環境の向上を進めます。
- (3) 生涯学習・生涯スポーツによる人づくり、まちづくりを進めます。

主な取組

(1) 生涯学習の環境づくり

- 公民館や図書館などの生涯学習施設の整備や学校施設の活用など、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境づくりを進めます。
- ふれあい大学やいきがい講座など、文化施設や図書館などの各種講座や学習イベントを充実するとともに、市民が身近な地域で学習活動に参加できるよう、地区公民館ごとに市民の学習ニーズに応じた学習プログラムを充実します。
- 生涯学習データバンクを整備し、講座内容の充実に役立てるとともに、市民の利用を促進します。また、指導者の育成、学習相談機能の充実、生涯学習グループの育成などを進め、市民の自主的な学習活動を支えていきます。

(2) 生涯スポーツの推進

- 体育協会等と連携してスポーツ指導者の育成と指導力の強化、スポーツ団体の育成指導、スポーツ施設の有効活用を図り、市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- 多くの市民がライフステージに応じてさまざまなスポーツや健康づくりに親しめるよう、(仮称)スポーツ推進計画を策定し、その計画をもとにスポーツ団体や指導者を育成し、各種スポーツ教室の充実や新たなスポーツの導入などに努めます。
- 平成 29 年に開催された愛媛国体において整備された施設や市内で実施された競技種目を活かし市民のスポーツ活動とスポーツを介したさまざまな交流の活性化につなげていきます。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの人づくり・まちづくりへの展開

- 生涯学習・生涯スポーツを、市民の健康や生きがい、世代間や地域間の交流など各種の交流促進、まちづくりリーダーの育成機会として戦略的に位置づけていきます。
- 学習や練習の効果を測定し、指導やプログラムの充実に活用していくとともに、学習・練習の成果を発表する機会、社会貢献につなげる機会を拡充します。

■ 主な関連計画：生涯学習プラン、(仮称)スポーツ推進計画

基本方針 6 市民自治と協働のまちづくり

施策 26 市民自治の促進

- (1) 多様な社会参加の促進
- (2) 地域の絆と地域力の再生
- (3) 多様な市民活動の振興

施策 27 協働によるまちづくりの推進

- (1) 情報の共有化と参画の推進
- (2) さまざまな協働事業の充実

施策 28 健全な行財政運営の推進

- (1) 効率的・効果的な行政運営
- (2) 合理的で適正な財政運営
- (3) 公共施設の最適化と公有財産の有効活用や処分の検討

施策 29 市民サービスの向上と開かれた市役所づくり

- (1) 市民窓口サービスの最適化
- (2) 市民との双方向による情報の受発信体制づくり

施策 30 広域連携の推進

- (1) 県域・市域を超えた多様な地域との交流・共同・連携
- (2) 広域的視野での行政運営の推進

施策 26 市民自治の促進

目標

地域の絆が生まれ、互いに支えあうまち、市民の自主的な取組でさまざまな課題を解決していくまち、四国中央市自治基本条例に基づいて、そんなあたたかなまちを目指します。

主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
市役所での課長補佐以上職の女性比率	19.4	% ⇒	↗	%
審議会等の女性委員登用率	28.8	% ⇒	33.0	%
地区コミュニティ計画の策定率	15.0	% ⇒	60.0	%
国際交流等の各種行事参加数(国際化推進実行委員会報告数)	4,496	人 ⇒	5,100	人
ボランティア市民活動センター認知度(次回 H34 秋調査)	16	% ⇒	25	%

背景

地域コミュニティの活性化、多様な人々が参画するまちづくりが課題

まちはコミュニティの集合であり、コミュニティの構成員である個人や家庭による連帯や互助により、住みよく安心できる生活が営まれます。しかし、生活の多様化や価値観の変化、生活圏の拡大などにより地域コミュニティの変化が進み、生活の安心・安全や地域の文化などを支える活動力の低下が危惧されています。一方で、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、地域コミュニティの役割への期待は大きくなり、市民自治の重要性が増しています。

本市では、平成 19 (2007) 年に「四国中央市自治基本条例」を施行し、“市民が主役の市民自治の確立”を基本理念に掲げ取り組んでいます。平成 25 (2013) 年には「四国中央市地域コミュニティ基本計画」を策定し、それぞれの地区の特性と課題に即した地域活動への取組を促進していくこととしました。

多様な地域課題を解決していくためには、地域コミュニティの機能強化とともに、まちづくりへの多様な人々の参画が必要であり、そのための意識づくりやボランティア・NPO活動を促進する環境づくりを進めていく必要があります。

基本方向

- (1) 多様な参加による心豊かな社会づくりを進めます。
- (2) 地域の主体性を軸に、地域の絆と地域力の再生を進めます。
- (3) 多様な地域課題に対応する多様な市民活動を振興し、多くの市民が生きがいを感じながら参加していける活動環境を拓きます。

主な取組

(1) 多様な社会参加の促進

- 男女が共に認め合い、それぞれがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、一人ひとりが多様な生き方ができる社会づくりを進めます。
- 女性の活躍を推進することを重要な課題の一つと捉え、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、市役所においても女性職員の登用に積極的に取り組みます。
- 国際化社会の対応を図るため、国際交流協会と連携して市民の国際認識と理解を深めるとともに、グローバルな人材育成や推進体制の整備を進めます。
- 多様な文化が共生し安心、安全な地域社会づくりを市民と協働で進めます。

(2) 地域の絆と地域力の再生

- 市は、地域コミュニティ基本計画に基づき、地縁社会の再生、活性化を支援します。
- 各地区は、地区コミュニティ協議会を設置・運営し、地区コミュニティ計画を策定して、地域づくりを展開し、市はこれを支援します。
- 各種施設の機能を集約した川之江ふれあい交流センターは、川之江地域のコミュニティの連携拠点施設として、子どもから高齢者まで世代を超えた交流促進を図ります。

(3) 多様な市民活動の振興

- 多様な市民ニーズ、社会的な課題に対応していくNPO活動やボランティア活動を推進し、さまざまな人々が生きがいを感じながら活躍していける環境をつくります。
- ボランティア市民活動センターを中心に、人材育成、団体支援、活動に対する需給マッチングを進め、地域課題、社会課題の円滑な解決につなげていきます。
- 新たな社会課題に対応する活動、新たな参加を拓くシステムの検討、市民主体の新たな事業などへの支援を進めます。(有償活動、コミュニティビジネスなど)

■主な関連計画：自治基本条例、男女共同参画計画、地域コミュニティ基本計画
ボランティア市民活動推進計画、国際交流ビジョン

施策 27 協働によるまちづくりの推進

目標

市民、議会及び市が情報を共有し、互いに尊重し、補完し合いながら、協力して課題解決に取り組み、将来に向けてともに活路を拓いていくまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
審議会等への公募委員選任数	60	人 ⇒	80	人
ボランティア市民活動センター新規登録者数 (累計)	—	人 ⇒	800	人
企業ボランティアのマッチング件数	0	件 ⇒	40	件

背景

多様化するまちづくり課題の解決に向け、協働の仕組みづくりが課題

まちづくりの課題が多様化・複雑化していくなかで、市民、行政、さらには議会といったそれぞれの主体が役割を發揮し、“協働”して課題を解決していくことが求められています。

「四国中央市自治基本条例」は、「市民・議会・市」のそれぞれの主体が、協働でまちづくりに取り組んでいくことを主旨としています。

そのためには、市民と情報を広く共有し、各分野の計画策定や施策の実施・評価における市民参画を進めるとともに、市民・議会・市がさまざまな局面で協力していけるよう協働事業を実践し、また、有効な協働のための仕組みをつくっていくことが求められます。

基本方向

- (1) 市民、議会と市の課題を共有し、市民のアイデアや民間の経営手法によって解決していけるよう、協働していきます。
- (2) さまざまな協働の手法を検討し、ボランティア市民活動センター、公民館を拠点に、地域での協働を進めます。

主な取組

(1) 情報の共有化と参画の推進

- 市の現状と課題を市民と共有し、市民のアイデアや民間の経営手法により課題を解決しながら、市の社会経済に新たな活路を拓いていけるよう、市情報のオープンデータ化^{※1}を進めます。
- 各行政計画は、市民が参画する体制で策定し、決定にあたってはタウンコメントなどの実施により広く意見を募り、反映します。計画の進捗や効果なども公表します。

(2) さまざまな協働事業の充実

- ボランティア市民活動センター登録団体などと連携を図りながら、さまざまな協働を推進するとともに、企業ボランティアの活性化に努めます。
- 地域課題の解決を目的とする市民活動・事業への助成、市民提案による協働事業の創造と運営を進めます。また、アウトソーシング（民間委託）、PFI^{※2}、指定管理者制度^{※3}など、市施設の整備や管理運営、各種業務の推進に民間の資金や技術、経営力を投入するなど、さまざまなかたちの協働に取り組みます。
- 協働による事業の成果を検証し、より有効な協働を目指します。

※1 オープンデータとは、公的機関が保有する情報を、利用しやすい形で公開していくことをいい、地域課題を解決し、社会経済に新たな活路を開く事業が興っていくことを狙いとしている。

※2 PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

※3 指定管理者制度とは、市民の福祉を推進するための公共施設の管理運営に、株式会社や社会福祉法人、NPO など、民間事業者などが有するノウハウを活用・導入し、市民サービスの質の向上を図っていく手法。

■主な関連計画：自治基本条例、タウンコメント手続条例、審議会などの運営に関する指針、ボランティア市民活動推進計画

施策28

健全な行財政運営の推進

目標

効率的・効果的な行政運営と、健全な財政運営、市民が納得して納税できるまちを目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
経常収支比率※現状値は H28 (夏頃確定)	85.9	% ⇒	83.1	%未満
実質公債費比率※現状値は H28 (夏頃確定)	10.2	% ⇒	10.0	%未満
財政調整基金残高※	66	億円 ⇒	30	億円
口座振替納税の加入率	31	% ⇒	35	%
個別施設計画策定数	11	件 ⇒	45	件

※国の財政政策が平成 29(2017)年度と大きく変わらない場合の目標値

背景

厳しさを増す財政環境の中で、持続可能な自治体運営が大きな課題

自治体を取り巻く行財政環境はますます厳しくなっています。誰もが安心して安全で、活力ある生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、健全で持続可能な行財政基盤を確立することが必要です。

本市では、平成 16 (2004) 年の合併後積極的な行財政改革に取り組み、人件費や経常経費の見直しを図るとともに、積極的なアウトソーシングにも取り組み、体制のスリム化と効果的な行政運営に努めています。

今後とも、各種施策・事業の必要性や優先度などを検証し、選択と集中による効率的・効果的な行財政運営を推進していく必要があります。

基本方向

- (1) 効率的・効果的な行政運営を図るため、社会変化への対応力のある組織・職員の育成とともに、目標指標などに基づく計画行政を推進します。
- (2) 財源の充実と確実な納税の推進に努めるとともに、選択と集中による合理的で適正な財政運営を推進します。
- (3) 公共施設の最適化のためのマネジメントを行い、公共施設の安全性や市民サービスの向上と公有財産の有効活用や処分の検討を進めます。

主な取組

(1) 効率的・効果的な行政運営

- 職員の政策形成能力や問題解決能力、市民や団体間の調整能力（コーディネート）など、まちづくりのプロデューサーとしての専門知識と能力を高める職員研修の充実と、自主研究グループなど職員の自己研鑽の機会拡充に努めます。
- 庁内の情報管理システムの強化とともに、市民サービスの利便性向上と事務の効率化を図るため、高度情報処理システムの調査・研究に努めます。
- 適正な人員配置、行政課題にマッチした組織再編や部門横断的な連携システムの強化など、機動力ある組織体制づくりを進めます。
- 実効性ある行政運営に努めるためP D C A（計画～実行～検証～改善）の観点から行政評価システムのあり方を検討します。

(2) 合理的で適正な財政運営

- 財政の状況、税金の使われ方など市民にわかりやすい情報提供に努めるとともに、ふるさと納税、広告収入の拡充、さらには収納率の向上や債権管理の適正化、公共料金の適正化の検討を進め、財源の安定確保を目指します。
- 統一的な基準に基づく財務書類等を活用し、事業の選択と集中を進めるとともに、適切なアウトソーシングや公共施設の管理運営のあり方など、社会変化への対応力を持った柔軟な発想と判断による財政運営に努めます。

(3) 公共施設の最適化と公有財産の有効活用や処分の検討

- 公共施設等の配置を最適化するための総合的なマネジメントを進め、公共施設の安全性や機能性を高めるとともに、市民サービスの向上や行財政効率の改善を図ります。
- 公有財産の有効活用や処分の検討を進めます。
- 公共施設等総合管理計画で示された基本方針に基づき、施設類型別ごとに個別施設計画を策定します。

■ **主な関連計画**：アウトソーシング計画、公共施設等総合管理計画、定員適正化計画、財政の中期見通し

施策 29 市民サービスの向上と開かれた市役所づくり

目標

市民の誰もが利用しやすく、親しみが持てる市役所づくりを目指します。

■主な指標	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
ホームページのアクセス件数	9,254	件 ⇒	15,000	件
フェイスブック等のアクセス件数	18,770	件 ⇒	40,000	件

背景

全ての市民に利用しやすい窓口づくり、情報の提供と共有化が課題

市役所とは、まちづくりのマネジメントセンターであるとともに、市民サービスの拠点でもあります。

本市では、市役所窓口のワンストップ化による利便性の向上など、市民ニーズに沿ったサービスのあり方を検討するとともに、広報広聴ではCATVの活用やスマートフォン対応のホームページの作成、フェイスブックでの情報発信など、誰もが使いやすくわかりやすい情報提供に努めています。

平成 30 (2018) 年に完成した新庁舎が、市民が親しみと愛着をもつ施設となるよう、市民生活により密着し、高齢者や障がい者にも配慮した、市民目線にたったサービスのあり方を検討していく必要があります。

基本方向

- (1) 市民サービス向上のための「窓口の最適化」を推進します。
- (2) 市民の誰にでもわかりやすく伝わりやすい情報伝達と、市民が参加できる双方向のコミュニケーション体制づくりを推進します。

主な取組

(1) 市民窓口サービスの最適化

- 現在の市民窓口センターの体制に加え、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、身近なコンビニでの公金収納や証明発行を行うなど、市民の利便性の向上を図ります。
- 各種の市民ニーズやサービスに対応していくためには、“縦割り”的な対応ではなく、常に“縦と横”の部門の連携強化を図ります。

(2) 市民との双方向による情報の受発信体制づくり

- 地域における各種情報の受発信や、迅速な行政からの情報提供などを含め、市民との情報共有化を促進するためCATVの活用をさらに進めていきます。
- インターネット、スマートフォンなど、進化する情報技術に合わせた情報提供体制への取組とともに、情報のバリアフリー化に努め、より市民に届きやすい情報提供体制を推進します。
- 広報委員制度をはじめとする広聴機能の充実を図り、市民からの提案や意見を受付け、随時情報の提供を行うなど、相互のコミュニケーションと市政へ反映できるシステムづくりに努めます。
- 「伝える」から「伝わる」広報紙への充実
市民の登場機会を増やすなど、市民目線による身近な広報づくりの推進を図り、誰もが読みやすくてわかりやすい、「伝える」から「伝わる」広報紙への充実を図ります。

施策 30 広域連携の推進

目標

県域・市域を超えた多様な連携が進み、相互の地域特性を生かした道州制や地方分権などへの対応整備、行政課題の解決を目指します。

■主な指標

	現状 [H29 (2017)]		目標 [H34 (2022)]	
県際地域との業務連携数	4	件 ⇒	10	件
県際地域の各種交流事業数	5	件 ⇒	8	件
東予ものづくり三市での連携事業数	4	件 ⇒	7	件

背景

市民サービスの向上、四国のまんなかとしての特性を伸ばす広域連携が課題

生活圏の広がりに伴い派生するさまざまな行政需要への対応とともに、一定のまとまりを持った地域特性を発揮するために、さらには緊急時の対応の視点から遠隔地域との連携までを含めた、広域連携の必要性がでてきています。

本市では、四国まんなか交流協議会やNS（新居浜市・四国中央市）観光推進協議会に加え、東予ものづくり三市連携推進協議会といった広域的な取組を進めています。

本市は市の名が示す通り、「四国の中央」という役割を担っており、三好市や観音寺市との“四国のまんなか”を構成する自治体との連携や西条市や新居浜市との“ものづくりのまち”としての連携、また愛媛県と県内 20 市町との連携など、国の動向も見据えた広域での施策展開が必要となっています。

基本方向

- (1) 県域・市域を超えた交流・連携により、共通課題の解決と一体的な地域の発展に努めます。
- (2) 広域的視野での権限移譲の推進を図り、まんなか地域での自主性・自立性の向上に努めます。

主な取組

(1) 県域・市域を超えた多様な地域との交流・共同・連携

- 三好市・観音寺市との県域を越えた交流事業や西条市・新居浜市との共同事業の充実を図るとともに、広域的な行政ネットワークの形成と運用を進め、交流・連携による共通課題の解決に取り組みます。
- 県及び広域 20 市町との連携推進を図り、相互の発展や行政の効率化を目指した施策連携強化に取り組みます。
- 災害時の広域連携については、近隣 3 市との避難時連携体制を充実するとともに、南海地震などの大規模災害の発生時には、同時被災しない地域との防災協定（市町村広域災害ネットワーク防災時相互応援に関する協定：全国 22 市町）に基づく相互支援を発動します。これらの地域とは防災面のみならず日常的なつながりを含め、地域相互間の交流を深めていきます。

(2) 広域的視野での行政運営の推進

- 国・県からの権限移譲による自主・自立的な行政運営を広域的視野で推進し、本市の特徴を生かした政策展開を進めます。
- 道州制などの広域行政システムについては、国の動向について調査・研究を進めるとともに、本市の役割や今後の方向性についての検討を進め、時代の変化に即応できる体制づくりを推進します。

1 協働推進重点プロジェクトとは

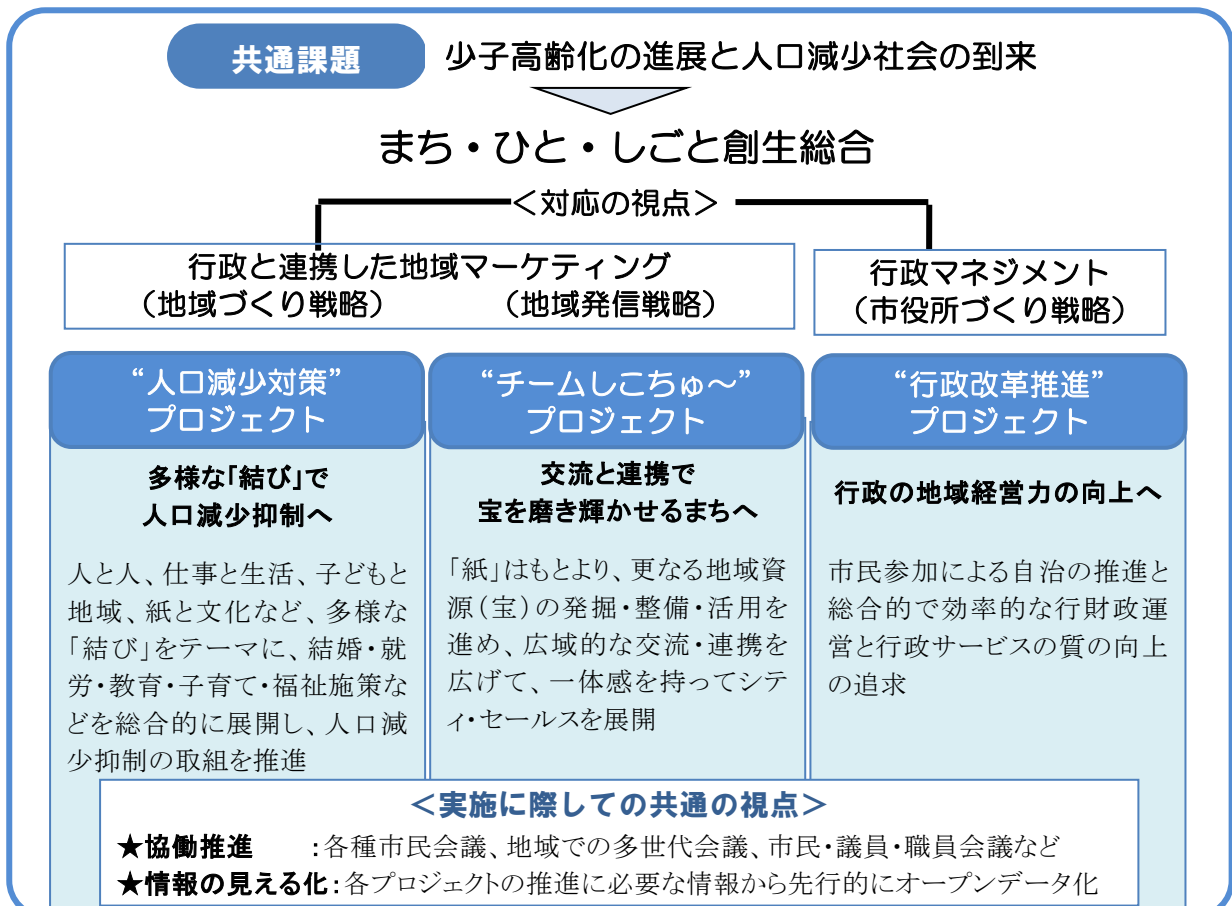
「協働推進重点プロジェクト」は、特定分野に収まらない課題や複数の分野に共通する課題などに対し、市民・議会・市がそれぞれの役割を発揮しながら取り組む複合的・分野横断的な事業であり、その実施を通じて分野別計画の効果的な推進を狙うものです。

前期基本計画において、市民・議会・職員からの提案をもとに構築し、「四国中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にアクションプランが示されています。

2 プロジェクトの内容

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来に対して、いかにまちの活力を維持・創造していくかは、市民・議会・市の大きな共通課題であり、本計画で取り組むべきすべての施策の前提となるテーマです。この戦略は、市民が主体となって行政と連携して行う地域づくり戦略、地域発信戦略と、市民の参加を得て議会と連携しながら進める市役所づくり戦略の3つのプロジェクトで構成しています。

「協働推進重点プロジェクト」の全体構成



(1) 地域づくり戦略

“人口減少対策”プロジェクト

～多様な「結び」で人口減少抑制へ～

人と人、仕事と生活、子どもと地域、紙と文化など、多様な「結び」をテーマに、結婚・就労・教育・子育て・福祉施策などを総合的に展開し、人口減少抑制の取組を推進するプロジェクトです。

目標

人・もの・産業・暮らし・学びを結び、人口減少抑制の取組を戦略的に進めます。

プロジェクトの展開

■生かすべき資質やチャンス

- ◇子育て施策の実績・支援制度の充実
- ◇安定した就労環境
- ◇歴史文化を含む教育環境
- ◇豊かな自然環境など

■成果

- ◇生産年齢人口の割合の維持・上昇
- ◇UJIターン人口の増加
- ◇市民満足度の向上
- ◇若者の定住意識の向上

■アクションの展開例

<求められている協働アクション>

◆ 総合戦略に位置づけられた項目

- ◆地域ぐるみで子どもの体験・学習を支援（遊びや学習の場づくり、見守り）
- ◆産業特性を活用したキャリア教育・地域産業を担う人材の育成
- ◆若者Uターンの促進（地元の企業と人材の求人求職マッチング）
- ◆婚活支援（企業・地域の連携）
- ◆24時間稼働する産業のまちとしての魅力創造
- ◆多様な保育事業及び企業内保育の育成
- ◆地域での子育てサポートネットワークづくり（地域の孫・ひ孫育てで高齢者の活躍）
- ◆空き家利用などによる居住の場の確保

<情報の見える化>

- ◆学習情報／子育て情報／産業・環境情報等のオープンデータ化
- ◇子ども・若者向けホームページづくり

■主体別の役割

市民の役割	議会の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいのある人・子ども若者・女性・高齢者が主体的に活躍 ◇地域・幼稚園・保育所・学校・子育て世代サポート団体・各種NPO・企業が連携してこれを支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◇施策展開への助言・提言 ◇市民・地域のニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◇国・県との連携による施策展開 ◇教育・子育て情報等のオープンデータ化 ◇市民のナビゲーター（分野間の連携化、関係する法制度の運用支援等）

<協働のポイント>

- ◎国・県・近隣市との連携による一体的な推進
- ◎「住む・育てる・学ぶ・遊ぶ」総合的な定住環境（まち型・むら型）の協議

(2) 地域発信戦略

“チームしこちゅ〜” プロジェクト

～交流と連携で宝を磨き輝かせるまちへ～

「紙」はもとより、更なる地域資源（宝）の発掘・整備・活用を進め、広域的な交流・連携を広げて、美しい環境を背景に市民全体でシティ・セールスを総合的に展開するプロジェクトです。

目標

さまざまな交流・連携により「資源（宝）」と「人」と「心」を結び、チームしこちゅ〜で一体感を持ったシティ・セールス活動を目指します。

プロジェクトの展開

■生かすべき資質やチャンス

- ・立地条件・交通条件
- ・産業特性・国内外の企業の縁
- ・豊富な自然環境、歴史文化的環境
- ・愛媛国体 など

■成果

- ・地域内外の交流人口の拡大
- ・紙のまちとしての知名度の上昇
- ・地域ブランド商品の増加

■アクションの展開例

<求められている協働アクション>

◆ 総合戦略に位置づけられた項目

- ◆ チームしこちゅ〜（市民・議会・市一体）でのシティ・セールス（PR）
- ◆ 住民による地域の宝（地域資源）の発掘
- ◆ 地域ブランド商品開発・PR、地産地消の推進
- ◆ PR拠点づくり（市役所・居酒屋・市外パートナー）、企業の縁を活用した国内外交流
- ◇ 土佐街道ウォーク&サイクリング環境整備、市民・来訪者による遍路道の環境整備
- ◆ 愛媛国体等によるおもてなしネットワークづくり
- ◇ 市民による地域環境のモニタリングや地域の魅力紹介（スマホ等の活用）
- ◇ 市民や、観光客参加型ごみ拾い活動・環境整備イベント
- ◇ 紙再利用・再資源化アイデアオリンピック

<情報の見える化>

- ◆ 地域情報／観光情報／イベント情報のオープンデータ化
- ◆ モバイル対応の案内システム、市民参加型の魅力ある情報づくり（SNS）

■主体別の役割

市民の役割	議会の役割	市の役割
◇市民が自らの地域の魅力を認め、市内外にアピールし、来訪者をもてなす。 ◇地域（公民館区）、観光協会、経済団体、企業、文化団体等が連携	◇地域活動への参画と施策への助言・提言 ◇積極的なシティ・セールス	◇市としてのシティ・セールス ◇広域連携の推進 ◇地域情報のオープンデータ化 ◇市民のナビゲーター（分野間の連携化、関係する法制度の運用支援等）

<協働のポイント>

- ◎紙のまちとしての資質（企業や従業者の縁を含む）と広域イベントの積極的な活用
- ◎地域コミュニティの確立による交流・連携の推進（行政はこれを支援）
- ◎周辺市町との交流・連携の推進、市内の地域間交流の促進

(3) 市役所づくり戦略

“行政改革推進”プロジェクト

～行政の地域経営力の向上へ～

市民参加による自治の推進と総合的で効率的な行財政運営、行政サービスの質の向上を追求するプロジェクトです。

目標

新庁舎建設を機に、組織・事務・人事・財政などを総合的に見直し、市民にわかりやすい行財政運営へと改善を進めます。

プロジェクトの展開

■ 生かすべき資質やチャンス

- ◇自治基本条例
- ◇行革の実績、協働の実績、
- ◇公共施設（新庁舎建設、文化施設整備、消防防災センター、公民館）など

■ 成果

- ◇職員の意識改革と情報共有
- ◇実効性の高い行政マネジメント
- ◇市役所への市民満足度の向上
- ◇行政の地域経営力の向上

■ アクションの展開例

<求められている協働アクション>

◆ 総合戦略に位置づけられた項目

- ◆新庁舎等建設→組織体制の見直し→公共施設再編・活用
- ◆合併に伴う支援措置の終了→健全で持続可能な財政運営
- ◆公共施設の総合的な管理、民間施設の公共的利用・公共施設の民間活用の検討
- ◇行政評価・目標管理・人事評価等の整理・統合によるトータルシステムの構築
- ◆支出削減だけではなく収入の拡大を目指す政策の展開
- ◆若手職員の積極的な参画による意識改革

<情報の見える化>

- ◆行政情報／公共施設情報のオープンデータ化
- ◇市民参加型の課題解決情報づくり(SNS)、市ホームページとCATVの連動などの検討

■ 主体別の役割

市民の役割	議会の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◇市政に関心を持つ。 ◇アンケートやタウンコメント、各種会議等における施策への意見・提言と評価 	<ul style="list-style-type: none"> ◇政策課題の把握と市民への投げかけ ◇議会等における施策の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合的な視点からの年次計画の策定と進捗管理 ◇成果及び進捗上の課題を確認しながらの評価・検証・改善

<協働のポイント>

- ◎行政情報の共有化（わかりやすい発信）
- ◎公共施設の整備・更新を機とする効率化、市民の参加環境づくり
- ◎人口減少社会を見据えた将来的目線による協議・検討への発想の転換